

令和6年度事務事業評価結果一覧表

No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R5年度に実施した 事務改善の取組	R5 評価	R6年度実施予定の取組	今後の方針	方向性
1	多様な協働の環境づくり	協働のまちづくり事業	地域安全課	町民と共に考え実施していく"協働"は行政運営の基本的な考えの一つであり、町民一人ひとりが主役であるという意識啓発、情報共有の為、多様な場面の参画機会を設ける。	協働のまちづくりを推進するため、地域組織や個人に対し情報提供及び活動支援を行う ふるさとづくり推進事業補助金を活用し、地域活動団体に事業費の1/2、10万円を上限に活動費の助成を行う。 大学による地域活性化事業補助金を活用し、大学内の組織に対し事業費の1/2、5万円を上限に活動費の助成を行う 協働の理解醸成のため、職員に対して「協働のまちづくり研修」を実施する。	補助金制度の見直しについて検討を進めている。 職員への「協働のまちづくり研修」を1回実施し、内容については、職員が取り組んだ協働事例発表を交えて行った。 研修を通じて、協働についての基礎的な知識を身に付け、実際の町職員の取組を学ぶことで、職員自身の業務へと繋げていくイメージを共有することができた。	継続実施	ふるさとづくり推進事業補助金の交付・見直し	継続実施	継続実施
2	多様な協働の環境づくり	大学連携事業	政策企画課	長崎県立大学と長与町が、相互の資源を活用した連携を推進することで、地域社会の発展及び人材の育成に寄与することを目的とする。	健康、子育て、福祉、まちづくりなど各分野で連携事業に取り組んでいる。政策企画課では連携事業の取りまとめ窓口として、連携事業の進捗確認や新規事業の掘り起こしに取り組んでいる。	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
3	地区コミュニティ活動の推進	コミュニティ活動推進事業	地域安全課	地域住民の自治意識を醸成し、地域住民による主体的な地域づくり、まちづくりを推進するため、コミュニティ意識の高揚、リーダーの育成等を図る。	地区コミュニティ連絡協議会総会（年1回） 地区コミュニティ連絡協議会役員会（年3回） コミュニティ地区連絡協議会先進地研修会(年1回)、コミュニティ地区役員交流会(年2回)	活動が停滞している地区コミュニティに対して、区域内自治会長と協力し、地域安全課が運営に帯同することで活動支援を行った。	継続実施	地区コミュニティと地域組織との連携を強化していく。	地区コミュニティと地域組織との連携を強化するとともに活動活性化に向けた支援の検討・研究を行う。	継続実施
4	地区コミュニティ活動の推進	コミュニティ施設管理運営事業	地域安全課	町民のコミュニティ活動を推進するために設置	長与町ふれあいセンター・長与南交流センターともに定期保守点検及び美観維持のために定期的に除草、剪定作業を行っている。	長与町ふれあいセンター体育館のLED改修工事を行った。	改善	長与南交流センターの屋根改修工事を行う。	各施設の維持管理については、引き続き適宜保守点検を行い、不具合の未然防止に努めていく。	継続実施
5	自治会活動の推進	自治会活動推進事業	地域安全課	地域住民の自治意識を醸成し、地域住民による主体的な地域づくり、まちづくりを推進するため、コミュニティ意識の高揚、リーダーの育成等を図る。	自治会長会議（年2回実施：4月・3月） 自治会長（保環連会長）研修会の実施（全体研修1回・理事会研修1回） 自治会加入促進研究会の実施（年1回） 自治会回覧・配布作業（月2回）	地区コミュニティ単位での自治会情報交換会を実施した。 各自治会長との連絡ツールとして、LINE公式アカウントの運用を開始し、各自治会長との連携強化及び事務負担軽減に取り組んだ。	改善	地区コミュニティ単位で自治会長の連携強化のための場づくりを行う。	地区コミュニティ単位で自治会長の連携強化のための場づくりを行う。 また、長与町内のそれぞれの自治会において、運営方法等様々であり、各自治会の取り組み等の情報交換を行うことでそれぞれの自治会運営の改善につながるよう情報共有する場の提供を行う。	継続実施

令和6年度事務事業評価結果一覧表

No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R5年度に実施した 事務改善の取組	R5 評価	R6年度実施予定の取組	今後の方針	方向性
6	経営感覚のある行政運営	町情報発信事業	秘書広報課	行政情報を町民目線で分かりやすく、多様な媒体を利用して町内外に発信するため。	行政情報や町の魅力を各種SNS（LINE、X(旧Twitter)、Instagram、Facebook）を利用して発信する。 「行政」を身近に感じ、町民の方に「興味・関心・親しみ」を持ってもらえるよう、町のイメージキャラクター「ナガヨ ミックン」を活用して、行政情報やイベント情報などを発信する。	Instagramトップからホームページ、各種SNS等へのリンク一覧にながよ暮らしサイトを追加した。（Litinkを活用）ミックンのおともだちを入れた新しいデザインのクリアファイルを作成・販売した。SNS投稿作業フローを作成し、担当者以外でも投稿可能な体制を整えた。 ※（情報政策課）LINEのリッチメニューの項目とデザインを更新し、「トピックス」で町の新着・注目情報を効果的に発信した。また「広報ながよ発行のお知らせ」を表紙画像付で通知し、そこからホームページの記事ページへリンクできるようにした。	改善	県内市町のSNS運用状況を調査し、今後の本町SNS発信の方向性や運用について検討を行う。閲覧者のニーズの把握に努め、質の高い情報発信を行う。 イメージキャラクターを活用しながら、町の情報発信を行う。	閲覧者のニーズの把握に努め、質の高い情報発信を行う。 イメージキャラクターを活用しながら、町の情報発信を行う。	継続実施
7	経営感覚のある行政運営	広報誌発行事業	秘書広報課	行政運営における透明性を確保するとともに、幅広い行政情報を町民に的確にわかりやすく伝えるため。	行政情報、地域情報、関係機関・団体および町民からの情報をわかりやすく正確に伝えるため、月1回広報誌を発行し、自治会を通じて各世帯に配布するとともに、公共施設や他自治体などへも配布する。また、町民がいつでも、どこでも広報誌を閲覧できるよう町ホームページやスマホアプリ、外部サイトにも広報ながよデータを掲載する。	広報モニターからのご意見をもとに、子育てコーナーのデザイン・レイアウトを写真メインに変更した。次年度広報誌のコンテンツ・デザイン案について改善検討を進めた。	改善	広報誌コンテンツの統廃合を行う。特集テーマや内容の充実を図り、広報セミナー等で担当者の編集スキルアップを図りながら誌面の完成・充実度を高める。また広報に対する意見をアンケートで募集し、広報誌の改善に努める。	特集テーマや内容の充実を図り、広報セミナー等で担当者の編集スキルアップを図りながら誌面の完成・充実度を高める。 また広報に対する意見をアンケートで募集し、広報誌の改善に努める。	継続実施
8	経営感覚のある行政運営	ホームページ運営事業	秘書広報課	ホームページを活用した情報発信によって、行政運営における透明性を確保するとともに、幅広い行政情報を町民に的確にわかりやすく伝えるため。	ホームページを活用し、豊富な行政情報を迅速に発信する。 ホームページからのお問合せなどは、随時受け付けており、返信できる連絡先の記載があれば担当課から回答している。 なお、連絡先の記載がない場合は、担当課に内容の伝達のみを行っている。	特になし	継続実施	職員へホームページ運用上の留意事項について周知を図り、掲載の必要性が低いまたは削除すべき記事の削除、分かりにくい表現やレイアウトの記事などがないかの確認および修正作業を行う。ホームページ管理システムの操作研修を実施する。	継続実施	継続実施
9	経営感覚のある行政運営	広聴事業	秘書広報課	町長との直接対話を通して、町政をもっと身近に感じていただき、町民の声を積極的に町政に取り入れるため。 「対話の町政」「開かれた町政」並びに「町民と行政との協働のまちづくり」を推進するため。 町民の安全安心な暮らしを守るため、町民目線による陳情・要望などを受けて行政運営に反映させるため。	町内の各種団体やグループからの申込みに応じ、ほっとミーティングを開催する。 まちづくりに関する町民の提案を募集するため、公共施設に設置した『まちづくり提案箱』またはホームページ上申込フォームからの投函により、まちづくり提案書をお寄せいただく。まちづくり提案書については、回答書を作成し、個別に回答する。 まちづくり提案箱設置場所<役場、長与町公民館、高田地区公民館、上長与地区公民館、ふれあいセンター、長与北部地区多目的研修集会施設、長与南交流センター>	まちづくり提案書をWEBで投函できるようホームページに申込フォームを作成した。	改善	ほっとミーティング・まちづくり提案箱について、広報やホームページ等で周知を図り、町民から多くの意見を聴取する。	継続実施	継続実施

令和6年度事務事業評価結果一覧表

No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R5年度に実施した 事務改善の取組	R5 評価	R6年度実施予定の取組	今後の方針	方向性
10	経営感覚のある行政運営	人材育成事業	総務課	職員の質の向上による住民サービスの向上。 職員のモチベーションの高揚。職員の資質向上と能力開発を行い、より質の高い人材を育成。	町民視点で考え、地域課題に対して積極的に行動できる職員を育成するため、業務に必要なノウハウの習得、各役職に必要なマネジメント力を身につけるための研修を実施する。 また、幅広い視野を持つ人材を育成するために人事異動を行うとともに、適正な人事評価を行うことで職員のモチベーションや組織パフォーマンスの向上を図る。	今年度は管理職員向けに部下の心理状況を理解し、組織パフォーマンス向上を図ることを目的とした「心理的安全性向上研修」を開催した。	継続実施	あらゆる研修の機会提供に努め研修の充実を図る。また人材育成を視野に入れた人事異動、適正な人事評価を行い、職員のモチベーションや組織パフォーマンスの向上を図る。	継続実施	
11	経営感覚のある行政運営	文書管理推進事業	総務課	ICTの進展に伴う行政手続のデジタル化に対応可能な文書分類及び体制づくりを行い、電子行政文書主体の文書事務を推進することで、効率的で効果的な情報活用のための文書管理を行う。	文書分類（及びファイルサーバのフォルダ階層）の作成のための研修等の実施 文書情報の統一なデータベースである「ファイル基準表」の作成並びにその評価による電子媒体可能文書の検出及び電子化促進 年度末における行政文書ファイルの確認及び書庫（電子書庫含む。）への引継ぎ事務の主導による、書庫の集中管理の実施	文書の整理方法を簿冊による整理からフォルダを用いる整理方式に変更することとし、令和6年度当初予算においてファイリング用具等購入のための予算措置を行った。 機密文書廃棄に併せ、書庫・執務室等の整理を行い、書庫においては公文書以外の物品を撤去するなど環境改善を図った。また、保存期間未了文書については、保存期間の見直しを行い、廃棄可能と判断できる文書の廃棄を指示するとともに、保存文書のデータベース化を行った。	拡充	・電子媒体管理を原則とした公文書管理に関する全庁的な認識の共有を図る。 ・文書管理システムによる行政文書のデータベース化を推進する。	・新規採用職員等への文書管理研修を実施する。 ・制度実施状況の定期的な検査を実施する。 ・執務室や書庫の管理を継続的にを行い、行政文書の適切な保存、廃棄等のライフサイクル管理に取り組む。	継続実施
12	経営感覚のある行政運営	広域行政事業	政策企画課	結びつきの強い近隣自治体が、行政区域を越えた都市圏を構築することで、財源や地域資源を活用し、地域経済の活性化・持続可能な地域社会の構築を目的とする。	連携中枢都市圏構想 長崎市・時津町と協定に基づき、相互の資源を活用した連携を推進しており、毎年、進捗確認及び新規事業の掘り起こしを行っている。	特になし	継続実施	継続実施	令和8年度に予定されている連携中枢ビジョンの改訂に向け、現行ビジョンに位置付けられている取り組みの整理を行う	継続実施
13	効率的な財政運営	総合計画進行管理事業	政策企画課	総合計画に掲載する各施策の進捗状況を管理し、「まちの将来像」・「目指す姿」の実現を図る。	各課の自己評価による定性評価及びKPIを用いた定量評価を組み合わせ、各施策の評価を行っている。 施策の実現は、施策の実行手段である各事務事業の適切な実施、積み重ねにより実現されることから、事務事業評価と一体的に実施している。 また評価結果を公表することにより、総合計画の進捗状況について町民に周知している。	経年での事業進捗等がわかりやすくなるよう評価シートの修正を行った。	改善	次期（第11次）総合計画の策定に向けて町民意識調査を実施するとともに、他自治体の計画や評価事例などを参考に、計画に記載する取り組み・目標や評価の在り方を検討する。	令和6年度に実施する町民意識調査の結果等を踏まえた次期総合計画を策定する。	継続実施
14	効率的な財政運営	事務事業評価事業	政策企画課	評価対象事業について、前年度の実施状況や指標の達成状況等を自己評価し、業務改善案の検討、次期予算編成等に反映させることを目的としている。	事務事業は施策の実現に帰結することから、施策評価と一体的に実施し、職員の意識啓発を行っている。 また評価結果を公表することにより、各事業の取組状況について町民に周知している。	行政の透明性確保のため、公表箇所の拡充と評価シートの改善を行った。	改善	令和5年度に行った評価シートの修正について、よりわかりやすくなるような改善を行う。	次期総合計画の策定を念頭に施策評価との違いやつながりについてわかりやすい手法を検討し、適切な評価を進めていく。	継続実施

令和6年度事務事業評価結果一覧表

No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R5年度に実施した 事務改善の取組	R5 評価	R6年度実施予定の取組	今後の方針	方向性
15	効率的な財政運営	納付環境整備	税務課	納税義務者のライフスタイルにあわせて納付方法を選択できるよう、納付環境の整備をし、町税の安定確保を図る。	①当初及び随時納税通知書発送時に啓発チラシを同封。 ②納付書裏面及びホームページに納付場所及び納付方法を掲載。 ③各税目ごとの納付月に発行する広報誌に期限内納付の啓発記事を掲載。 ④口座振替登録者が亡くなった場合の納付書発送時及び口座振替不納理由が取引無の方へ口座振替申込書を同封。	町税における共通納税（QRコード決済）の拡大対象目の固定資産税、都市計画税、軽自動車税(種別割)に加え、それ以外の税目(個人住民税(普通徴収)、国民健康保険税)について、国の方針より早期の令和5年度から導入し、納税通知書同封のお知らせやホームページ等で周知を行った。町推進の口座振替納付については同様に納付書同封のお知らせと、税を考慮する週間のチラシ配布で周知を行った。	改善	令和5年度の納付方法ごとの件数分析を行うとともに、共通納税で拡大されたQRコード決済の納付方法のさらなる周知を行う。町推進の口座振替納付についても併せて周知拡大の広報を行う。	令和6年に実施する事業の効果検証を行い、制度の利用者の拡大と事業効果の収集を行う。	継続実施
16	効率的な財政運営	収納推進対策事業	収納推進課	町税等収入確保のため。	自主財源確保のため滞納整理を強化し差押を実施した(人数231人 差押額48,117,206円 換価額15,810,144円)。 一般税(町民税・固定資産税・軽自動車税等)の徴収率は、現年度99.74%、過年度24.97%と前年度と比較すると上回る結果となり、現・過年度の合計収納率においては、98.77%と過去最高の徴収率を記録した。	令和5年度より導入した預貯金調査システム「ビビットリンク」の効果が早速表れた。また、引き続き納付困難と判断した滞納者であっても、単に猶予や執行停止等の滞納処分を行うだけでなく、各種制度の活用や課税内容の適正化などを講ずることで、滞納者の生活再建を目指した。	継続実施	現年度重視の滞納整理を行うことはもちろんのこと、滞納繰越額の圧縮を図り、納付資力に応じた納付指導を行う。また、生活再建型滞納整理を推進することで、滞納の根本的解決を促す。	収納率が横ばいになっていくことや差押等では、換価額も減っていき、本当に納付資力の無い方だけが残っていくことが予想される。そのため、生活再建型滞納整理の継続と福祉課や社会福祉協議会への案内を強化していくことに努める。さらに、納付交渉や差押といった滞納処分だけでは、債権回収が難しくなってくるため、滞納繰越額の圧縮を考慮に入れながら業務にあたる。	継続実施
17	効率的な財政運営	ふるさと長与応援寄附金事業	産業振興課	自主財源確保及び本町のPRのため	ふるさと納税ポータルサイトにおける返礼品の掲載デザイン、受発注、問い合わせ対応等の部分については業務委託にて実施。 西そご商工会及び委託事業者との情報共有により、返礼品の掘り起こしを行う。 効果的なPRを行うことにより、寄附額の増加及び町内事業者や特産品の販路拡大につなげる。	ワンストップ特例申請のオンライン化を実施し、寄附者の利便性向上及び事務の効率化を図った。	拡充	ふるさと納税ポータルサイト等への広告掲載を実施予定	広告掲載の効果を見極めながら、より効果的な広告方法を検討・実施予定 ふるさと納税受入額の増額のための具体的な方策を検討	継続実施
18	効率的な財政運営	町営駐車場管理事務	契約管財課	嬉里駐車場は、町及び長与町社会福祉協議会が区分所有する複合施設の地下に位置し、近隣商店街の利用客による路上駐車への対策として、都市交通の円滑化及び都市機能の維持増進を目的としている。 吉無田駐車場は、JR長与駅利用者や近隣住民による路上駐車への対策及びパークアンドライドの推進を目的としている。	【嬉里駐車場】収容台数53台のうち、普通使用(時間駐車)に18台、定期使用(月極駐車)に35台を割り当てている。 【吉無田駐車場】収容台数は34台、全て定期使用(月極駐車)である。	嬉里駐車場の料金精算方法等について、複数の民間企業に聞き取りを行い研究を重ねた。	継続実施	嬉里駐車場の無人化にむけた準備や調整を行う。	嬉里駐車場の無人精算の導入を予定としており、効果検証を行いながら、今後の嬉里駐車場の方向性を研究する。	継続実施
19	効率的な財政運営	普通財産管理事務	契約管財課	財産の適切な維持管理を行い、利活用されていない土地等の売払いや貸し出し等の使用料収入による公的資産の有効活用と自主財源の確保を図る。	町有地の管理、利活用されていない町有地の売却や有効活用を行う。	草刈り対象地について一括発注を行った。これにより、業者側も伐採時期を短期集中させ、見積金額の圧縮を行うなど、スケールメリットが活かされコスト縮減が図れた。	改善	町有地の売却や有効活用による自主財源の確保に努める。	継続実施	継続実施

令和6年度事務事業評価結果一覧表

No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R5年度に実施した 事務改善の取組	R5 評価	R6年度実施予定の取組	今後の方針	方向性
20	効率的な財政運営	庁舎管理事務	契約管財課	役場庁舎及び役場構内における秩序の維持及び施設等の安全管理に万全を期すことにより、公務の正常な運営を確保すること。	長与町公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に維持管理・改修、更新を行う。	光熱水費については、社会情勢や燃料費価格の推移を見極めながら、適正な契約を行った。 庁舎は建設より35年経過し、近年、老朽化による修繕箇所が増えているため、優先順位を決め計画的に維持管理を行った。	継続実施	照明のLED化について、次年度導入に向けた準備を行う。 リースの更新に合わせて電気自動車導入を検討するが、価格面、インフラ面を踏まえた計画的な導入を研究する。	公共施設等個別施設計画に基づき、施設の老朽化対策を実施していく。また、長期的な視点による老朽化対策と適切な維持管理・修繕によるトータルコストの縮減や平準化を図る。 具体的には、照明のLED化の導入や本庁舎屋上防水対策工事、庁舎電気設備の更新等を予定しているほか、電気自動車を含めた公用車の計画的な導入を研究する。	拡充
21	効率的な財政運営	公共施設等総合管理計画事業	政策企画課	財政負担の軽減・平準化を図りつつ、公共施設の計画的な更新・改修・統廃合を行う「公共施設マネジメント」を推進する。	長与町公共施設等総合管理計画に定める本町の公共施設管理に関する基本的な方針・考え方や、個別施設計画に定めるスケジュールに基づき、計画的な施設の修繕・更新を行う。	令和6年度実施の公共施設劣化状況調査について対象施設等を精査し、予算計上した。	継続実施	計画策定から5年の経過に際し、劣化状況調査等を基に個別施設計画の見直しを行う。	引き続き、公共施設の包括管理委託の可能性など、全庁的な公共施設のマネジメントについての研究を進めるとともに、各施設所管部署との調整や検討推進委員会での議論を踏まえ、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定・見直しながら、新たな手法も含めて効果的な公共施設のマネジメントを進めていく。	継続実施
22	効率的な財政運営	新図書館等複合施設整備事業	政策企画課	建物の老朽化が進んでいる現町立図書館と健康センターの建て替えにあたって、新たに両機能を併せ持つ複合施設を整備する。	令和9年4月の開館を目指し、新図書館等複合施設整備基本計画の策定、設計業務、建設工事等の整備の各段階における必要業務を行う。	設計業務を進める中で、設計者と連携しながら町民ワークショップ、町民説明会等の意見聴取の機会を積極的に取り入れることで、設計内容への利用者意向の反映に努めた。	改善	設計者と連携し、町の意向を適切に反映させながら設計業務を進める。設計完了後、建設工事（R6～R8）を開始する。 町民への事業周知・意識高揚のため、啓発イベントや愛称公募を実施する。	R9.4の開館に向けて、建設工事や広報啓発活動、備品の整備、現施設からの引っ越し、開館準備を進める。	拡充
23	乳幼児教育・保育の充実	乳幼児教育事業	生涯学習課	家庭や地域での教育力の充実を目指し、望ましい親子のふれあいや愛着形成に関する知識を深める。	3～4ヶ月児健診時にボランティアスタッフによる絵本の読み聞かせとともに絵本を2冊プレゼントするブックスタート事業の実施。 町内の幼稚園及び保育園等へ家庭教育学級の開設を依頼し、講師謝礼を助成（家庭教育学級2回、ファミリープログラム1回）。 乳幼児と保護者を対象とした乳幼児講座の開講。	特になし	継続実施	乳幼児向けの家庭教育学級のメニュー等について資料を作成する。	乳幼児向けの家庭教育学級のメニュー等について資料を作成し、幼稚園及び保育園等へ開催を依頼する。	継続実施
24	学校教育の充実	教育内容の充実	学校教育課	基礎学力の確実な定着を目指し、児童生徒一人一人の能力や実態に応じたきめ細やかな教育を推進する。また、児童生徒の学びの習慣化を目指し、新しい学習指導要領を踏まえた主体的・対話的で深い学びを推進する。	一人一人に目が行き届く指導の充実を図る。 「わかる授業」を実践するための少人数指導、TT（チームティーチング）による児童生徒の能力や実態に応じたきめ細やかな教育を推進する。 主体的・対話的で深い学びを推進する。 一つ一つの知識がつながり、「わかった！」「おもしろい！」と思える授業を実施する。	児童生徒一人一人の能力や実態に応じたきめ細やかな教育が推進できるよう、ドリル教材やAIドリルなど学習ツールを使った授業改善を行うことができた。	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

令和6年度事務事業評価結果一覧表

No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R5年度に実施した 事務改善の取組	R5 評価	R6年度実施予定の取組	今後の方針	方向性
25	学校教育の充実	ながよ検定	学校教育課	ながよ検定の充実 基礎学力の定着・向上を図るために、町独自の検定テキストによる「漢字」、「計算」、「英語」の検定を実施する。	1年間で4月、9月、1月に検定を実施する。(小学生：漢字・計算、中学生：漢字・計算・英語) テキスト編集・問題作成委員会を年に3回行い、町独自のテキスト、検定問題を作成する。 いつでもどこでも学習ができる環境を整備する。	小学校の教科書改訂に伴い、テキスト内容を教科書に準拠するように作成した。教科書準拠にすることで、授業における活用の機会の保障につながった。	継続実施	継続実施	継続実施	
26	学校教育の充実	特別支援教育の充実	学校教育課	特別な教育的配慮を必要とする児童生徒一人一人の実態に応じたきめ細かな教育の実現を図る。	特別支援学級及び通級指導教室を必要に応じて各校に設置する。(小学校5校、中学校3校) 通常学級における特別な教育的配慮を要する児童生徒の支援を行うために必要な特別支援教育支援員を配置する。(小学校17名、中学校5名) 校内支援体制の整備充実を図る。(個別的教育支援計画・指導計画の作成、校内支援委員会の開催、特別支援教育コーディネーターの配置 等)	特別支援教育支援員の計画的な配置により、配慮の必要な児童生徒にきめ細やかな対応を行うことができた。	継続実施	特別支援教育に携わる教員の定期的な研修を開催する。 指導教諭による町内すべての小・中学校への計画訪問や研修会を積極的に実施する。	継続実施	継続実施
27	学校教育の充実	心の問題への対応	学校教育課	いじめや不登校など児童生徒の心の問題に対し、相談・支援の充実に努め、家庭や地域と一体となった支援体制の構築を図る。	学校教育課に学校教育相談指導員を配置する。(長与町子どもホットラインによる相談、各学校の相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携) 適応指導教室「いぶき」を設置し、指導員を配置する。(不登校傾向の児童生徒の学校復帰に向けた支援及び指導) 小学校に「子どもと親の相談員」、中学校に「心の教室相談員」を配置する。(児童生徒や保護者に向けた相談体制や支援体制の整備) 特別の教科「道徳」の授業の充実をはじめ、心の教育の充実に努める。	適応指導教室の支援拡充のために、各校の教育相談員の協力体制を構築することができ、適応指導教室を利用する児童生徒にきめ細かな対応をすることができた。	継続実施	教育相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーと連携をとり、支援体制を強化する。 校内教育支援センターを充実させる。 「確かな一歩推進事業」を計画・実施する。	教育相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーと連携をとり、支援体制を強化する。 校内教育支援センターを充実させる。 「確かな一歩推進事業」を実施する。	拡充
28	学校教育の充実	学校給食の充実	学校教育課	栄養バランスの取れた豊かで安全な学校給食を提供し、児童生徒の健康の保持増進を図る。 また、食育により食に関する正しい知識と食習慣を身に付けさせる。	安全な給食を提供する。 新鮮な食材を使用する安全な給食の提供と、食物アレルギーを有する児童生徒への対応について配慮する。 給食物資の安定供給を図る。 価格高騰した物資もあるが、安定した物資の提供ができるよう、献立の見直し等を含め検討する。 地産地消を推進する。 地元の新鮮な野菜を可能な限り取り入れるよう地産地消週間を中心に推進する。 また、本町の特産物であるみかんや郷土料理の提供を行う。 学校における食育を推進する。 栄養教諭による食育授業を実施するとともに、食育に関する情報の提供を行う。	給食物資の高騰を受けて、献立の工夫により安定した給食を供給することに努めた。	継続実施	安心安全な給食提供ができるように栄養教諭の指導のもと情報共有及び献立等の工夫を行う。	継続実施	継続実施

令和6年度事務事業評価結果一覧表

No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R5年度に実施した 事務改善の取組	R5 評価	R6年度実施予定の取組	今後の方針	方向性
29	学校教育の充実	英語推進事業	学校教育課	国際化に対応した教育の充実のため、ALT等を活用し、国際理解教育及び英語教育の充実を図る。	外国語指導助手（ALT）を活用する。 長与町英語による国際コミュニケーション活動（NICE）を実施する。	コロナ禍で3年間中止していた「長与町英語による国際コミュニケーション活動（NICE）」を他市町のALT派遣の協力を得るとともに、その内容を見直し実施した。	継続実施	・夏季休業期間に限らず、開催時期を各校と調整して「長与町英語による国際コミュニケーション活動（NICE）」を実施するとともに、長与町国際交流協会等、他機関との連携について研究する。	「長与町英語による国際コミュニケーション活動（NICE）」を継続実施するとともに、中学生を対象とする本活動を小学校高学年にも対象を拡充できないか研究する。	継続実施
30	学校教育の充実	地域人材を活用した学校教育の推進	学校教育課	学校、家庭、地域が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子供たちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを目指す。さらに地域の産業・職業に関する教育や起業家教育など学校における「ふるさとキャリア教育」を推進する。	学校公開を実施し、保護者や地域の方との連携を図る。 地域の方を外部講師として招いたり、校外学習として地域に出かけたりするなど、交流授業を行うことで児童生徒の学びを深める。 中学校では学校評議員会を開催し、学校評価の活用を含めて学校の教育活動について広い視野から見つめ直し、その改善を図る。	新型コロナウイルス感染症の5類移行により、集合しての学校運営協議会の実施が可能となり、校長の学校経営方針の承認や学校評価の吟味などを行い、学校の教育活動の充実改善に寄与した。	改善	学校が抱える諸課題に対し、学校・家庭・地域が一体となって改善にあたるよう、学校運営協議会の組織や活動内容について見直しを図るとともに、その周知徹底を進める。	学校運営協議会の充実のための研究を進め、地域コーディネーターの発掘や人材育成を図る。	継続実施
31	学校教育の充実	学校施設等改修事業	教育総務課	本町の学校施設の約6割が昭和40年代から昭和50年代に建築された施設であり、老朽化対策が課題となっている。そこで、学校施設の長寿命化計画に基づき、計画的に改修することにより、児童・生徒の安全と良好な学習・教育環境の確保を図るもの	老朽化対策として、校舎及び体育館の外壁及び屋根の改修工事を実施。 その他、施設整備における質的向上として、教室へのLED整備、トイレの洋式化工事を実施。	特になし (長与南小学校、長与北小学校の普通教室に、長与中学校、長与第二中学校の特別教室にLED照明器具への取替を行ったほか、高田小学校、長与北小学校、長与第二中学校、高田中学校において、トイレの洋式化工事を実施)	継続実施	学校施設の長寿命化計画の見直しを実施。	包括管理業務委託導入に向けた情報収集と管理の一元化による老朽化状況の横断的把握、各施設の整備箇所の計画的な改修を目指す。	拡充
32	学校教育の充実	学校教材整備事業	教育総務課	ICT教育により、情報化社会に適應できる人材育成を図るための教育環境整備。	・ICT教育、GIGAスクール構想の実現のため、タブレット端末や大型提示装置、通信に必要な機器の調達、校内通信網の整備を行う。	・令和4年度より小学校では3年生以上が受益者負担によりAIドリルを導入、また、中学生はモニターで試用していたが、令和5年度からは、中学生も受益者負担によりAIドリルを導入した。	拡充	小中学校の全児童生徒用タブレットの更新に向けた支援方を検討し、次年度に向けて予算化する。	小中学校の全児童生徒用タブレットの更新を実施するとともにGIGAスクール運営支援センター・ICT支援員と連携し、児童生徒が新しい端末をスムーズに利用できるよう、環境整備に努める。	拡充
33	学校教育の充実	教職員の資質の向上	学校教育課	新たな時代のニーズや、危機管理等、様々な課題に対応できる教職員の資質能力の向上を図る。	町主催の教職員研修会を実施する。（管理職員等研修、ICT利活用研修、特別支援教育担当者会、リスクマネジメント研修等） 外部講師を招聘した学校での教職員研修を実施する。（授業改善に向けた校内研修、教科別研修等） 指導主事の学校訪問による指導助言を行う。	研究指定校への指導助言に加え、授業改善やプログラミング学習の支援のために各学校を訪問し指導することができた。	改善	町内全8校で、学力向上のための授業改善を掲げた研究を展開していく。そのための、長与町学力向上推進会議を計画的に実施する。	継続実施	継続実施

令和6年度事務事業評価結果一覧表

No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R5年度に実施した 事務改善の取組	R5 評価	R6年度実施予定の取組	今後の方針	方向性
34	青少年の健全育成	青少年の健全育成事業	生涯学習課	次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長できるよう、様々な体験、交流活動の機会を提供し、参加を促すことで社会性を培う。	県が推進している「ココロねっこ運動」と連動させながら、青少年を取り巻く環境の浄化や健全育成活動の実施（夜間パトロール、立入調査等）。 地域子ども教室推進事業（土曜学習推進事業）として、4施設（勤労青少年ホーム・多目的研修集会施設・上長与地区公民館・高田地区公民館）で地域子ども教室を開催。 関係団体への補助金交付（町子連、青少年育成連絡協議会、日本がーい外長崎第10団、PTA連合会、町立小中学校PTA）および青少年研修補助金の交付。	町内の小中学校PTAへの家庭教育学級開設依頼文書に、ファミリープログラムに参加した方の感想やメディア安全指導についてのわかりやすい資料を添付し送付した。	継続実施	「長与町青少年健全育成町民のつどい」に代わる事業の必要性について検討する。	継続実施	継続実施
35	生涯学習の推進	生涯学習推進事業	生涯学習課	町民のために社会教育を推進する拠点施設として公民館施設等を設置し、町民が「つどい」、「まなぶ」、「むすぶ」ことを促し、人づくり、地域づくりに貢献する。	町立公民館（長与・高田・上長与）及び公民館等施設（多目的研修集会施設・勤労青少年ホーム・働く婦人の家）の6館で主催講座を開催。 町立公民館等6施設において、高齢者を対象とした講座や小学生を対象に夏休み短期講座を各種開催し、広報誌やホームページ等により情報発信。 主催講座や自主グループの成果披露の場として公民館まつりを開催。	公民館講座の申込み方法を電子申請サービスを活用することにより、利用者の利便性の向上に努めた。 一部公民館において、コロナ禍に開催できなかった公民館まつりを持続可能な方法を検討し、地域住民及び施設利用者の協力の下、再開した。公民館まつりを開催できなかった施設については、当該公民館や長与駅コミュニティホールにおいて作品展を開催するなど工夫した。	改善	継続実施	継続実施	継続実施
36	生涯学習の推進	図書館運営事業	生涯学習課	町民の教育と文化の発展のため、生涯学習の拠点として図書館資料の収集・整備及び保存を行い、生涯学習の場を提供する。また、電子図書館の充実に努める。	情報拠点として、資料の収集・整備・保存と迅速な提供、多様な学習機会の提供、情報発信の強化。 地域の文化やまちづくりを支援するため、地域の課題解決に関する資料や郷土資料の収集・整備・保存に努める。 「ながよ電子図書館」の利用啓発による利用登録者数及び貸出点数の増加を図る。	町内小中学校の児童生徒が所持するタブレットに電子図書館のアイコンを設置した。また、町内小中学校職員および役場職員に「図書館利用ガイド」を配布し、電子図書館についての啓発を行った。 小中学生向けブックリストを改定した。	継続実施	こども読書活動推進計画の改定作業を行う。 電子図書館の利用促進に向けた取組みを検討する。 新図書館移転に向けた蔵書購入および施設整備・運営方法等について検討する。	新図書館移転に向けた蔵書購入および施設整備・運営方法の検討。 新図書館開館に向けた蔵書計画に沿って資料を整理する。 新図書館開館に向けた移転作業及び職員動線の検討。	拡充
37	生涯学習の推進	公民館等管理運営事業	生涯学習課	快適に活動したりできる場所を提供するために、適切な維持管理に努める。	計画的な施設維持管理工事。 定期点検の確実な実施による不備報告箇所について、利用者の安全を考慮した修繕。 建物の適切な管理によって、利用者の利便性を向上させ、利用者数の増加を図る。	遅滞なく多目的研修集会施設の屋根防水工事を行った。 また、当初予算計上以外の緊急的な修繕や工事が複数施設において発生したため、補正予算を要求し対応した。	拡充	継続実施（大規模改修の予定はないが、老朽化による緊急的な整備に対応する必要がある）	上長与地区公民館 防水工事 働く婦人の家 防水工事	拡充
38	生涯学習の推進	学社融合事業	生涯学習課	学校教育及び社会教育を含めた地域全体の教育力を活性化させるため、子どもたちに多様な学習や体験の機会を創出する。 学校だけでは成し得ない学びを支える様々な体験活動の機会を提供することによって、子どもたちの地域への愛着や、地域の方への信頼感を培う。	町内8つの小中学校において、地域の方と連携・協力した各種体験活動（車椅子体験やアイマスク体験などの福祉学習、高田道ノ尾獅子舞、米作り、芋ほり、町探検、ふるさと学習、国際交流学習、梅干しづくり等）を実施。	特になし	継続実施	事業に関して補助対象経費などの見直しを行う。	継続実施	継続実施

令和6年度事務事業評価結果一覧表

No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R5年度に実施した 事務改善の取組	R5 評価	R6年度実施予定の取組	今後の方針	方向性
39	生涯学習の推進	社会教育活動事業	生涯学習課	リーダーの養成や研修活動などを支援し、社会教育関係団体の育成に努める。また、指導者ネットワークを構築し、各種団体の活性化を推進する。	家庭の教育力の向上を目指し「家庭教育10か条」を推進し、小中学校において家庭教育学級の開催支援。 各種研修活動等の開催支援および各種団体の指導者間のネットワークの構築。 社会教育推進指導員の企画による講座の開催。	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	
40	生涯スポーツの推進	部活動の地域移行	学校教育課	少子化に伴う今般の部活動改革を通じて、学校を含めた地域の中で、中学生世代のスポーツ活動や文化活動の場を確保し、子どもたちが生涯にわたってスポーツや音楽、芸術等に親しむ環境づくりを目指す。	長与町立中学校における休日の運動部活動を廃止し、長与町内の中学生が参加できる地域スポーツ活動を実施する。地域スポーツ活動の運営は、長与町に唯一ある総合型スポーツクラブの長与スポーツクラブに委託し、卓球、サッカー、軟式野球、陸上競技、バドミントン、バレーボール、バスケットボール、硬式テニス、ソフトテニス、剣道、柔道、弓道の12種目を実施する。休日の文化部活動の地域移行についても地域文化部活動推進検討委員会において検討する。	指導者を対象としたコンプライアンス研修や種目別研修を開催したことにより、指導者の資質能力の向上が図られた。部活動地域移行コーディネーターを配置したことにより、地域スポーツ活動が円滑に運営され、生徒のスポーツに親しむ環境が充実するとともに、各中学校とも必要な情報共有が図られた。	拡充	・地域スポーツ活動を持続可能なものにするために、運営を担う長与スポーツクラブの支援方針を検討し、財源（ふるさと納税、寄附金、国からの補助金等）の確保に努める。 ・指導者の確保及び指導者の資質能力の向上に継続的に努める。	継続実施	継続実施
41	生涯スポーツの推進	スポーツ大会・教室の充実及び参加促進	生涯学習課	町民の健康増進と親睦融和を目的として、スポーツに関するイベント等を企画、実践し、あわせてスポーツの普及・振興を図る。	町民ソフトボール大会の開催。 町民体育祭の開催。 町民体育館での体育館講座の開催。 町内5つの小学校のスポーツ教室の実施。 スポーツ推進委員によるエンジョイスportsの実施。 SUP等、大村湾を活かした海洋スポーツの推進に資する事業の実施。 プロスポーツチーム（V・ファーレン長崎、長崎ヴェルカ）との連携事業の実施。	町民ソフトボール大会、町民体育祭における参加条件を緩和した（複数自治会合同チームでの参加を可能とした。）。 体育館講座において、運動初心者向けの「スローエアロビック」を開講した。 長崎ヴェルカの応援プロシャツ着用を推進した。	改善	継続実施	継続実施	継続実施
42	生涯スポーツの推進	スポーツ団体・指導者の育成	生涯学習課	スポーツ団体の活動・組織強化の支援及びスポーツ指導者の発掘と育成を図る。	長与町スポーツ協会（22単位協会）に対する運営補助金の交付と活動支援。 県代表として全国大会等へ出場する選手及び郡代表として県民体育大会へ出場する選手等に対する補助金の交付。 地域スポーツ活動の受皿の担い手となる、NPO法人「総合型スポーツクラブ長与SC」の連携強化と活動支援。	スポーツ推進委員を新たに1名確保することができた。 スポーツ協会と共催で指導者の発掘・育成に資するテーマング講習会及びポッチャ体験会を開催し、80名の受講があった。	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
43	生涯スポーツの推進	スポーツ施設の充実と有効活用	生涯学習課	スポーツ環境を充実させ、町民のスポーツ振興を図る。	スポーツ施設の維持管理及び老朽化に伴う施設整備。 スポーツ施設の予約管理。	特になし	継続実施	公共施設等個別施設計画に基づくスポーツ施設の老朽化対策の実施（武道館屋根防水工事設計）。	公共施設等個別施設計画に基づくスポーツ施設の老朽化対策の実施（町民体育館外壁工事等）。 公園長寿命化計画に基づく長与総合公園、天満宮公園のスポーツ照明のLED化、遊具の更新等。	拡充

令和6年度事務事業評価結果一覧表

No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R5年度に実施した 事務改善の取組	R5 評価	R6年度実施予定の取組	今後の方針	方向性
44	文化・芸術の振興	文化財保護事業	生涯学習課	文化財保護およびその活用により、新たな文化の創造とまちづくりと人づくりに努める。	約5年に1度、郷土芸能大会を実施。遺跡めぐり研修会、歴史講座の実施。 長与三彩関連遺構発掘調査の実施及び調査報告書の作成。長与皿山窯跡、寺屋敷五輪の塔の剪定・草刈りの実施。 ホルトノキの剪定・活力剤投与の実施。	約4年ぶりの第9回郷土芸能大会を実施した。 長与皿山関連遺構の調査を実施した。調査を外部委託により行ったが、経費削減のため作業員の派遣をシルバー人材センターに委託し実施した。	継続実施	遺跡めぐり研修会や歴史講座等の開催の検討や長与三彩関連遺構発掘調査の今後の方針の検討を行う。 無形文化財(郷土芸能)保存会への補助を実施。	郷土への理解を深め、文化財への関心を高めるため、遺跡めぐり研修会や歴史講座等を開催。 長与三彩関連遺構発掘調査の実施、報告書作成。 無形文化財(郷土芸能)保存会への補助を実施。	継続実施
45	文化・芸術の振興	文化施設管理事業	生涯学習課	町の文化施設である町民文化ホール及び陶芸の館の適正な維持管理を図る。	町民文化ホール及び陶芸の館の適正な維持管理の実施。	町民文化ホールの照明機器のLED化及び空調設備の更新を視野に入れ、方法・時期等について検討した。	継続実施	町民の文化活動の拠点である町民文化ホールや陶芸の館の適正な維持管理に努め、施設の老朽化に対処していく。 町民文化ホールの照明機器のLED化の方法を決定する。 空調設備の更新については、引き続き方法・時期等について検討する。	町民の文化活動の拠点である町民文化ホールや陶芸の館の適正な維持管理に努め、施設の老朽化に対処していく。 町民文化ホールの照明機器のLED化工事を実施する。 空調設備の更新については、引き続き方法・時期等について検討する。	拡充
46	文化・芸術の振興	文化芸術振興事業	生涯学習課	町民主体による文化活動の振興を図る。文化・芸術団体の育成を図りつつ、多様な文化活動や各種教室等の開催を支援する。また、文化ホールにて優れた文化・芸術を鑑賞する事業を実施する。	平和コンサートinながよ、町民文化祭、自主事業の実施。 長与町文化協会への補助の実施及び支援。 文化大会出場補助金の周知の推進と補助の実施。	平和コンサートinながよVol.24、第60回町民文化祭、東京大衆歌謡楽団コンサート、文化講演会「島田秀平 開運！手相占いトークショー」を実施した。 町文化協会への補助の実施、文化大会出場者への周知の推進と補助の実施を行った。	継続実施	平和コンサートinながよ、町民文化祭、自主事業の実施。 長与町文化協会への補助の実施及び支援。 文化大会出場補助金の周知の推進と補助の実施。 国民文化祭関連事業の検討。	平和コンサートinながよ、町民文化祭、自主事業の実施。 長与町文化協会への補助の実施及び支援。 文化大会出場補助金の周知の推進と補助の実施。 国民文化祭関連事業の実施。	継続実施
47	国際色豊かなまちづくりの推進	国際交流事業	政策企画課	多様化・複雑化する地域課題の解決を図り、活気あふれる温もりのある地域を維持していくためには、外国人を含む多様な人材の活躍が求められていることから、町民が国際理解を深める多様なプログラムを開催するなどして、外国人の暮らしやすさに配慮したまちづくりを進め、併せて、それを担う人材や団体の育成に取り組み、国際色豊かで多文化が共生するまちを実現することを目的とする。	長与町国際交流協会を本町における国際交流促進の中心組織として位置づけ、補助金交付及び事務局支援による支援活動を行った。	「みかん狩り」と同時に「地域日本語教室」を開催し、多国籍なイベントを開催することができた。	改善	長与町国際交流協会事業「NAGAYO MACHI CAFE」を開催し、在住外国人のニーズを探り、「地域日本語教室」のニーズを判断する。	在住外国人のニーズを踏まえた多文化共生施策を実施する。	継続実施

令和6年度事務事業評価結果一覧表

No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R5年度に実施した 事務改善の取組	R5 評価	R6年度実施予定の取組	今後の方針	方向性
48	人権の尊重	人権教育推進事業	生涯学習課	人権意識の啓発を図るため、家庭教育学級による情報発信を行うほか、人権作文・標語コンクールなどの開催を通して人権教育の充実に努める。	家庭教育学級等による人権意識の啓発。 人権作文・標語コンクールの開催。 西彼杵郡人権教育研究大会の開催。	特になし	継続実施 作文・標語コンクール開催の見直し 家庭教育学級における啓発を継続	家庭教育学級における啓発を継続	継続実施	
49	平和意識の高揚	平和事業	総務課	1.戦争犠牲者の慰霊と恒久平和を願う事業として、また、平和学習の一環として実施する。 2.原爆投下後70年以上が経過し、被爆者の高齢化が進んでいる中、戦争の悲惨さと平和の大切さを次世代へ継承するため。	平和のつどい事業 毎年8月9日に原爆犠牲者の慰霊と恒久平和を願う行事として開催。 原爆展の開催 毎年、被爆の実相を今に伝える写真や絵などの資料を展示することで、戦争の悲惨さを再認識し、平和の尊さを次世代に引き継いでいく。	平和のつどいは、従来の灯ろうの作成に比べ、短時間で容易に作成することができる「平和メッセージボード」に変更し、誰でも参加しやすい取組となった。 悪天候のため、平和のつどいは中止となったが、「平和メッセージボード」については、灯ろうに比べ、展示が容易であるため、「原爆展」「平和コンサート」においても展示を行い、広く平和メッセージを発信することができた。	拡充 「平和のつどい」や「原爆展の開催」などの取組を行うとともに、「長与町被爆体験談集」の活用や、学校での平和教育などを通じて、若い世代に平和への思いを伝えていく。 被爆の実相を後世に伝えるため、廣瀬酒店に「原爆被災者炊き出し窯跡地銘板を設置する。(6月補正計上予定) 被爆80年の記念事業の検討を行う。	被爆80年の節目の年となるため、「平和のつどい」や「原爆展の開催」などを含め、総合的に事業の検討を行い、記念事業を行う。 「長与町被爆体験談集」の活用や、学校での平和教育などを通じて、若い世代に平和への思いを伝えていく。	継続実施	
50	平和意識の高揚	平和学習事業	学校教育課	被爆の体験を語り継ぎ、真の平和を希求する思いを世代を超えて共有し、一人一人の身の回りから平和の実現に取り組む。小中学校における平和学習等により、平和意識の高揚を図る。	○平和学習の発表や平和宣言づくりを行う。 ○千羽鶴献納のための折り鶴づくりや平和のメッセージを書いた灯ろう作成等に取り組む。 ○被爆体験講話や平和に関するビデオを視聴する機会を設定する。	新型コロナウイルス感染症の5類移行により、小学校では平和案内人等を活用した現地見学を行うことができ、児童の理解は深まり、平和への思いを強くした。	継続実施 現地での学び、人からの学びを大切に。そのための公共交通機関の利用や保護者の交通費一部負担についても研究する。また、長崎県文化観光国際部などの外部機関と連携し、ワークショップ(体験参加型学習)等に参加させる。	現地での学び、人からの学びを大切に。長崎県文化観光国際部などの外部機関と連携し、ワークショップ(体験参加型学習)等に参加させる。	継続実施	
51	男女共同参画社会の実現	男女共同参画事業	政策企画課	男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現することを目的とする。	男女共同参画計画に基づく、施策の進捗管理及び啓発活動。	デートDV防止授業を受講した町内中学生が「パープルリボン」を作成し、「パープルリボンツリー」に飾り付けを行い、その「パープルリボンツリー」を長与駅コミュニティホールでパープルライトアップを行い、町民にパープルリボン運動の取り組みを啓発することができた。	改善 継続実施	継続実施	継続実施	
52	農業の振興	農業生産基盤整備事業	産業振興課	樹園地の区画整理及び畑地かんがい施設等の整備を行うことにより、作業効率化及び生産性の向上を図る。また、後継者育成環境が整うことにより、担い手の定着を推進する。	長与町岡郷において、長崎県を事業主体とし、以下の事業を実施する。 主要工事 区画整理工 A=9.5ha、樹園地を区画整理し農道・排水路を整備することにより、作業効率を向上させ農作業の負担や時間短縮を図り生産性向上を目指す。	特になし	継続実施 基盤整備事業 事業(測量設計・換地計画)	基盤整備事業 事業(測量設計・換地計画・工事)	拡充	

令和6年度事務事業評価結果一覧表

No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R5年度に実施した 事務改善の取組	R5 評価	R6年度実施予定の取組	今後の方針	方向性
53	農業の振興	耕作放棄地発生防止事業	産業振興課	農業生産活動を継続するための取組として、耕作放棄地の発生防止活動、水路・農道等の管理活動等を行う団体に対し補助を行い、中山間地域及び農地の多面的機能を確保するとともに、耕作放棄地の再生を支援することにより景観向上、自然環境の保全を図り農業の振興に寄与する。	中山間地域等直接支払交付金：平成13年度から実施しており、4つの集落と協定を締結し、今年度約99haの農地について耕作放棄地発生防止に繋がっている。 多面的機能支払交付金（農地維持、資源向上、共同）：平成19年度から集落等を単位として実施しており、今年度2地区約4haの農地について耕作放棄地発生防止に繋がっている。・耕作放棄地再生事業補助金：令和3年度から実施しており、今年度1件0.23haの農地について耕作放棄地発生防止に繋がっている。	特になし	継続実施 中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金は制度の取組集落の事務が煩雑とならないよう積極的にサポートを行い、現地確認等を通じ、取組集落の農地管理状況の把握に努める。 耕作放棄地再生事業補助金については、積極的に活用してもらえよう、働きかけを行っていく。	継続実施	継続実施	
54	農業の振興	有害鳥獣対策事業	産業振興課	有害鳥獣による農作物等の被害を防止することにより、農業経営に係る経済的損失の抑制を図り、農業の振興に寄与する。	捕獲事業：猟友会に年間を通して有害鳥獣捕獲業務を委託し、イノシシや中型哺乳類の捕獲頭数に応じて捕獲報奨金を交付する。 整備事業：町内農業者及び町内農業関係機関の職員が行う、有害鳥獣被害防止のための防護施設（ワイヤーメッシュ柵、電気柵）又は捕獲機器の設置に対する補助。	特になし	継続実施 猟友会によるアナグマ等の中型獣の捕獲も推奨する。 ワイヤーメッシュ柵設置後の適切な維持管理を行っていくため、様々な会合等を通じて指導を行っていく。	継続実施	継続実施	
55	農業の振興	農業経営基盤強化促進対策事業	産業振興課	農作業の効率化、農業経営の安定のため、農業用施設の維持管理、農業用施設建設費・維持管理費の補助、農地の基盤整備事業に関する補助を行う。	農業用施設の維持管理、農業用施設改良に伴う原材料費用に対する補助 農業用施設建設費に伴う地元負担金の償還金負担 水路・農道の新設・改良・舗装の農道等整備事業に対する補助	特になし	継続実施 農道や農地等の農業基盤の整備、ドローンを活用したスマート農業の推進のため資格取得費用助成を行う。 また、補助メニューの見直し等を検討する。	継続実施	継続実施	
56	農業の振興	地場産業の6次産業化や農商工連携、企業参入等の促進	産業振興課	6次産業化や農商工連携により、農業者の所得向上並びに商工業連携により、農業者の所得向上並びに商工業の振興を図る。	農業者及び加工を行う法人等に対して、県と連携して研修会等の情報提供を行い、6次産業化の推進を図る。 ふるさと応援寄付金返礼品数を増やすことにより、農商工連携を図り、農産物や農産加工品のPRと販路の拡大を図る。	特になし	継続実施 県主催の6次産業化交流会・研修会に参加し、県振興局、農産加工流通課とも連携して総合的な支援体制を整える。また、製品開発については町と事業主体の連携を図る。 その他農業の企業参入に向けては、農地中間管理事業を活用した貸出希望農地の情報提供に努める。	継続実施	継続実施	
57	農業の振興	生産性の向上とブランド化の促進	産業振興課	町内農作物の生産性向上とブランド化の促進により、農業者の所得向上を図る。	柑橘の高糖度化によるブランド率上昇により農業者の所得向上を図るため、マルチ被覆資材及び植物成長調節材の購入補助や資材処分費用の補助を行う。 柑橘の優良品種への更新による生産性の向上並びに農業者の所得向上を図るため、苗木購入費用の補助を行う。	特になし	継続実施 継続実施	継続実施	継続実施	

令和6年度事務事業評価結果一覧表

No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R5年度に実施した 事務改善の取組	R5 評価	R6年度実施予定の取組	今後の方針	方向性
58	農業の振興	地産地消の推進	産業振興課	農家の直売所向け作物導入拡大により、町内直売所の充実強化及び農家の所得安定を図り、地産地消の促進に繋げるため。 また、消費者の嗜好に合わせた果樹の多品目化と町内農地の有効活用のため。	畑作物拡大事業補助金 長崎西彼農業協同組合を通して、(対象戸数)132戸(野菜・花苗・種子)11,368本に対し購入補助を行った。 落葉果樹等苗木購入補助金 2つの実施団体より、(対象人数)14名(オリーブや梅など落葉果樹苗木)128本に対し購入補助を行った。	特になし	継続実施	地産地消の推進のため、今後も補助事業を活用してもらえよう周知を行い、働きかけを行っていく。	継続実施	
59	農業の振興	体験農業の推進	産業振興課	ふれあい農園をはじめとした体験農業の推進により、町民の生きがいづくりや健康増進、並びに子ども達の食育に寄与することを目的とする。	町内6か所のふれあい農園(20㎡×280区画、30㎡×21区画 計301区画)の貸し出し業務、管理を行う。 長与町グリーン・ツーリズム推進協議会の事業として農業体験の参加募集、広報等を行い、農業体験を推進した。	特になし	継続実施	常時空き区画のある農園など、幅広く周知を行い、使用料収入の増加に努める。 グリーン・ツーリズム事業を継続して行い、体験農業の環境づくりに努める。また、広報やHP等で周知し、新たな事業を行う会員の確保に努める。	継続実施	
60	林業の振興	林業振興事業	産業振興課	森林整備を通じて森林の多面的機能の維持・向上を図る。	土砂災害防止や水源かん養などの、森林の持つ多面的機能を発揮させるため、治山事業を推進する。 私有林・人工林の活用を推進するため、森林経営者へ森林経営管理制度の意向調査を行い、森林整備を通じて森林の多面的機能の維持・向上を図る。 集積計画策定のため、11林班の森林経営意向調査を林業公社に委託して実施した。	森林経営管理制度の意向調査をさらに進め、森林施業の集約化に努めた。	継続実施	14・15林班の意向調査を委託契約により実施、また、11林班の集積計画を告示、18林班の保育間伐を実施する。	新たな集積計画策定に向けて、現況調査を実施した林班について、意向調査を実施し、集積計画を策定する。	継続実施
61	水産業の振興	水産業振興事業	産業振興課	漁場環境改善や、つくり育てる漁業の推進により水産業の振興を図る。	漁場環境改善のため、水産多面的機能発揮対策事業を活用して海底耕うんや浮遊物除去を行う。 持続的な漁業を目指し、大村湾漁協と連携してナマコ等の稚魚放流や藻場の再生、イカ柴の設置に取り組み、ヒラメ、ナマコの稚魚放流を実施した。 グリーンツーリズム協議会、漁協と連携してカゴ漁体験・牡蠣収穫体験を実施し、51名が参加した。	特になし	継続実施	稚魚放流、イカ柴設置のほか、将来の漁業担い手の確保のため子どもたちを対象に海洋体験、漁業体験を推進する。	継続実施	
62	商業の振興	商工業振興事業	産業振興課	町内商工業の活性化による商業機能の充実を図る。	商工会が行う各種事業に対して補助を行い、商工振興を図った。 長与町小規模企業振興資金および創業支援資金について、利子補給および保証料の補助を行い、商工業の振興を図った。 長与町店舗リフォーム助成補助金制度を活用し、町内店舗のリフォームに対し、助成を行った。	西のぎ商工会への補助内容を見直ししながら、継続して事業を行った。	継続実施	継続実施	継続実施	

令和6年度事務事業評価結果一覧表

No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R5年度に実施した 事務改善の取組	R5 評価	R6年度実施予定の取組	今後の方針	方向性
63	観光・移住・シ ティプロモー ションの振興	観光振興事業	産 業 振 興 課	特産品、風景、歴史等の観光資源を活用した交流人口の拡大のため。	4月～7月 体験ペーロンの実施（受付・周知は通年） 8月 長与川まつり の開催 3月 シーサイドマルシェ の開催	コロナウイルス感染症が5類へ移行したことにより、川まつりをステージイベント・盆踊り・花火・出店含めた形で開催した。	継 続 実 施	町として下記行事の開催を支援していく。 ①体験ペーロン②長与川まつり③シーサイドマルシェ 長与川まつりについて、安全に運営するためにもエリア外に店舗を構える事業者への対応を呼びかける。 長与シーサイドマルシェについては、収入減となったため、より良い運営方法を模索していく。	継続実施	継 続 実 施
64	移住・定住促進 及び関係人口の 拡大	移住・定住促進 事業	政 策 企 画 課	移住希望者へ情報提供を行うことで、本町及び長崎県内への移住促進を図る。	県及び県下21市町による「ながさき移住サポートセンター」（移住相談窓口）を長崎県庁・東京都有楽町に開設し、移住相談や就業相談を受けている。 また、県内市町共同でオンライン/オフラインでの移住相談会を実施。 町単独事業としては、子育て世帯移住支援金の受付や移住ホームページの運営等を実施。	新たに「住まいの窓口」という移住者向けの住宅探しに関する事業を開始した。 また、「お試し移住体験ツアー」を開始した。	改 善	若年層の移住促進事業として、東京圏の学生が就職活動で帰省する際の旅費の一部を補助する「地方就職学生支援事業（国の交付金事業）」を開始する予定。	R6年度に開始予定の「地方就職学生支援事業」について、国において支援の更なる拡充が予定されていることから、本町でも支援を拡充し、移住者の増加を図っていく。また、移住者の増加に繋がる新たな取り組みを検討するとともに、既存の取り組みについても、その効果検証を行うとともに、国や他自治体の動向を考慮しつつ、必要に応じてブラッシュアップを図っていく。	拡 充
65	雇用環境の充実	雇用対策事業	産 業 振 興 課	高齢者の就業機会を提供することにより、自らの生きがいの充実や福祉の増進を図る。 地域内における雇用の創出を図る。	公益社団法人長与時津シルバー人材センターの運営補助を行う。 県やハローワーク、商工会等からのチラシ配布、周知事項のHPや広報掲載を行う。	特になし	継 続 実 施	役場にて相談会を開催し、継続して事業を実施している。	継続実施	継 続 実 施
66	市街地の整備	急傾斜地管理事 業	都 市 計 画 課	急傾斜地の崩壊による災害から人命や財産を守る。	嬉里郷古園地区法面対策工事（急傾斜地崩壊対策事業） 吉無田郷山下地区法面対策工事。 高田郷カケノ本地区急傾斜側溝維持工事。 長与ニュータウン法面管理。	令和4年度に分担金徴収条例が改正され、地権者等の負担が軽減された結果、急傾斜地崩壊対策事業の相談が増加した。増加した相談に対応するため、振興局砂防課とともに現地に赴き、急傾斜地崩壊対策補助制度の対象となりうるかどうかの確認を適宜行い、相談者への情報提供を行うといった申請に至るための体制を整え、令和5年度中に新たに4地区からの相談に対応した。	改 善	継続実施	継続実施	継 続 実 施
67	市街地の整備	土地区画整理事 業	都 市 計 画 課	長崎市に隣接する本町は、急速な人口増加と市街化に伴い、ミニ開発などによるスプロール化が顕著になりはじめたことから、土地利用の純化及び高度化を目指した秩序ある市街地形成と計画的な町づくりを意図し、土地区画整理事業を実施している。 本地区においては、幹線道路はもとより、公園、水路等の公共施設整備が立ち遅れており、これら公共施設の整備改善と秩序ある施設配置を行い、土地利用の有効化及び環境改善等の諸問題を解決することを目的とし、土地区画整理事業を実施している。	道路や公園などの公共施設の整備と秩序ある施設配置を行い、土地の有効な活用や地区の防災性向上、環境改善を図る目的で昭和60年に事業着手し、昭和61年には長崎県に事務を委託し整備を進めている。 令和元年度からは、長期化している本事業の早期完成を目的とする「残事業地の一括施工」に着手し、造成工事完成を目前としている。	特になし	継 続 実 施	継続実施(一括施工の最終年度)	継続実施(測量及び換地処分に向けた事務)	継 続 実 施

令和6年度事務事業評価結果一覧表

No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R5年度に実施した 事務改善の取組	R5 評価	R6年度実施予定の取組	今後の方針	方向性
68	市街地の整備	空き家対策事業	都市計画課	空き家所有者へ適切な管理を促すため。	地域住民から管理不足空き家の情報提供があれば、現地確認後、所有者へ適切な管理を促す。	老朽危険空家等除却等支援事業について、事業の対象要件を満たすかどうかの判断を、申請が出される前の相談の段階で現場立会を行い、申請しやすい環境を整えた。	改善	継続実施	町内全域を対象とした空家の実態調査を実施し、空き家対策計画を策定する。	継続実施
69	市街地の整備	住宅リフォーム支援事業	都市計画課	木造住宅及び特定建築物の耐震診断、耐震改修を促進する。 民間建築物吹付アスベスト分析調査及び除去等を行う所有者を支援する。 バリアフリー・安全型リフォーム工事を行う住宅の所有者に対し補助を行う。 多子世帯や新たに職住近接をする世帯、新たに育住近接をする世帯の中古住宅の改修もしくは取得を支援する。	耐震診断補助 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅又は特定建築物の耐震診断の助成 耐震改修計画策定補助 耐震診断を行った木造住宅のうち、基準未達の住宅の改修計画作成費の助成 耐震改修補助 耐震診断を行った木造住宅のうち、基準未達の住宅の改修費の助成 民間建築物アスベスト分析調査及び除去 住宅性能向上リフォーム（バリアフリー・安全型リフォーム） 親子でスマイル住宅支援（多子世帯、職住近接、育住近接）	住宅リフォーム支援について、HPの内容を見直し、分かりやすく伝えることに努めた。その結果、全体的な申請件数の増加が見られた。	改善	耐震改修への補助について問い合わせが多いため、県などの協力を得て説明会を実施する。	継続実施	継続実施
70	市街地の整備	町営住宅維持管理事業	都市計画課	低所得者を対象にした町営住宅を運営する。	町営住宅長寿命化計画に沿った町営住宅の維持管理。	特になし	継続実施	長与町公営住宅等長寿命化計画の最終年度	長寿命化計画以外の事業検討	継続実施
71	市街地の整備	公園緑地事業	土木管理課	美しい景観を形成し、うるおいとやすらぎのある快適なまちづくりに寄与するために町内における緑化を推進する。	花いっぱい運動は、12の老人会、4の自治会、29の公共施設の協力により実施した。 花の苗等配布事業は、19の団体に花の苗の配布を行い、町内の公園、道路に植栽を行った。	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	
72	市街地の整備	公園施設管理事業	土木管理課	町民の憩いや安らぎの場として必要な公園・緑地を適切に維持管理し、公園利用者が常に安全・安心に楽しめる環境づくりを行う。	公園箇所数100箇所（生涯学習課所管公園含む） 公園、緑地の草刈り及び剪定、トイレ掃除等の維持管理をシルバー人材センター等への委託により実施。 利用者が多い中尾城公園および潮井崎キャンプ場には管理人等を配置し、よりきめ細かい管理を実施。 公園施設長寿命化計画に基づき、各公園の遊具更新を実施。	令和6年度当初予算において自走式草刈機購入のための予算要求を行い、予算措置を受けた。 長寿命化対策事業として天満宮公園の遊具更新を行ったが、幅広い年齢層が遊べる場となるように、児童用と幼児用の複合遊具の案を遊具メーカーから募集するとともに、遊具の選定に際しては、主として利用が想定される地元小学生、およびその保護者を対象にアンケートを実施し意向を確認した。	拡充	中尾城公園の遊具更新にかかる設計を行う。 公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に遊具の更新を行うとともに、毎年実施している遊具点検の結果を踏まえて、必要な修繕等の対策を実施していく。	中尾城公園の遊具更新を行う。 公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に遊具の更新を行うとともに、毎年実施している遊具点検の結果を踏まえて、必要な修繕等の対策を実施していく。	拡充
73	市街地の整備	公園新設事業	土木管理課	町民に憩いや安らぎを提供し、環境保全や景観づくり、レクリエーションや防災面など多様な機能を果たす公園整備を行う。	土地区画整理事業や民間開発と連動した公園整備を進める。 (仮称) 平尾公園の設計を行った。	付近住民のニーズによる遊具選定や現況を利用した遊び場づくりの設計を行った。	改善	バリアフリーやユニバーサルデザインの観点に留意するとともに自然環境や景観にも配慮した公園整備を行う。	バリアフリーやユニバーサルデザインの観点に留意するとともに自然環境や景観にも配慮した公園整備を行う。 なお、町民の要望や関係機関との協議を基に必要性の高いものから計画的に事業を実施するが、原則として補助事業の採択を受け町財政への負担軽減を図るとともにコスト削減を基本とする。	拡充

令和6年度事務事業評価結果一覧表

No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R5年度に実施した 事務改善の取組	R5 評価	R6年度実施予定の取組	今後の方針	方向性
74	市街地の整備	河川管理事業	土木管理課	河川の適正な維持管理及び河川整備を行うことにより、災害発生の防止に努め、安全性並びに生活環境の向上を図る。	準用河川等の維持管理業務並びに維持補修工事	特になし	継続実施	河川・水路の除草並びに機能維持工事を実施し、災害発生の抑止に努める。 また、会計年度任用職員の雇用も含めて、維持管理体制の検討を行う。	河川・水路の除草並びに機能維持工事を実施し、災害発生の抑止に努める。	拡充
75	市街地の整備	橋梁長寿命化修繕事業	土木管理課	長寿命化修繕計画に基づく橋梁の予防的保全型の修繕によるライフサイクルコストの縮減と地域の道路網の安全性・信頼性の確保。	橋梁長寿命化修繕計画に基づき、113橋を5年間を1サイクルとして点検。上記の点検結果に基づく予防的保全型の修繕。	特になし	継続実施	国庫補助の優先採択を受けるため、橋梁長寿命化修繕計画の改定を行う。	橋梁点検の新技术活用の検討や予防保全型の橋梁修繕を行い、維持管理コストの縮減を図る。	継続実施
76	上水道の整備	水道水生成事業	上下水道課	安全な水の安定供給	水道法に基づく水質検査を行い、結果をホームページにて毎月公表 民間に管理業務を委託し浄水場・配水池を含め24時間体制で集中管理を行っている	長崎市と浄水場の共同整備について合意し、基本設計に着手した。	継続実施	基本設計及び要求水準書を基に事業者を選定する。	実施設計・工事を行う。	拡充
77	上水道の整備	水道事業会計運営事業	上下水道課	安定した給水事業を継続するため、経営の健全化及び効率化を図る。	経営戦略に基づいた水の安定供給 水道料金の賦課、収納 有収率の向上	特になし	継続実施	経営戦略を改定し、人口予測や施設等更新需要予測を踏まえた料金収入の将来予測等を行う。	経営戦略（改定版）をもとに料金改定の検討など経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図る。 事業、サービスの提供を安定的に継続できるよう、中長期的な視点に立った経営を行い、徹底した効率化、経営健全化に取り組む。	継続実施
78	上水道の整備	水道水供給事業	上下水道課	日常点検結果をもとに維持修繕を行うことにより、水道施設を良好な状態に保ち有収率の向上を図ると共に、長期計画に基づき水道施設の計画的な更新を行う。	管新設延長 L=569.7m ・管更新延長 L=2,026m 管路経年化率の増減(%) 27.22%(本年)-26.83%(前年)=増0.39% 無効水量の増減量(m ³ /年) 353,691(本年)-300,905(前年)=増52,786m ³ /年	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

令和6年度事務事業評価結果一覧表

No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R5年度に実施した 事務改善の取組	R5 評価	R6年度実施予定の取組	今後の方針	方向性
79	下水道の整備	下水道施設整備事業	上下水道課	下水道施設の整備促進	管路施設、マンホールポンプ場等を新設することで下水道の普及促進を図る。また、20年以上経過した下水道管路を点検し、ストックマネジメント計画を参考に改築延長を行う。	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	
80	下水道の整備	下水道事業会計運営事業	上下水道課	下水道事業会計の健全運営・未水洗化世帯の解消	下水道使用料の債権管理を適正に行い、継続的な収入と公平性の確保を図る。また、未水洗化世帯への水洗化促進を図ることで、下水道事業会計の健全運営と環境保全に繋げる。	「経営戦略」の見直しを行い、人口予測や当該公営企業サービスに対する需要予測を踏まえた料金収入の将来予測等を行い、経営基盤の強化を図った。	継続実施	見直し後の経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を実現していく。	事業、サービスの提供を安定的に継続できるよう、中長期的な視点に立った経営を行い、徹底した効率化、経営健全化に取り組む。	継続実施
81	下水道の整備	下水道施設維持管理事業	上下水道課	下水道施設の長寿命化	管路について管路施設調査を基に、破損・浸水等、早期対策が必要な個所の修繕を行う。 処理場について包括的民間委託を実施し、令和2年度から2期目（委託期間：R3年度～R7年度）の委託契約することで継続して安定的に下水処理及び施設管理を行えるよう努めている。	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	
82	道路の整備	道路新設事業	土木管理課	慢性的な渋滞緩和や円滑な幹線道路ネットワークの形成を図るための道路整備	長与交差点付近の渋滞解消を目的に都市計画道路西高田線街路整備事業を行っている。 平成29年度に役場前橋梁からまるみつ前までの新設区間（約640m）を供用開始し、令和4年度には高田踏切拡幅工事も完了し、引き続き現道拡幅区間の整備に着手している。 （仮称）柳田橋林線については詳細設計を行った。	特になし	継続実施	西高田線は令和8年度完成に向けて事業を進める。 その他の新規路線は必要性・妥当性等を精査し、事業化を検討する。	西高田線は令和8年度完成に向けて事業を進める。 その他の新規路線は必要性・妥当性等を精査し、事業化を検討する。	拡充
83	道路の整備	道路維持管理事業	土木管理課	道路の安全で円滑な通行を確保するとともに、限られた財政の中で効果的かつ効率的な維持管理を図ること。	町道等の管理事務 道路占用、掘削申請許可に関する事務 町道等の管理委託 シルバー人材センターへの委託により、パトロール・軽微な補修及び除草を行う。 町道の維持補修工事 町道のパトロールを行い、舗装や側溝等の不具合の補修工事を行う。 街路樹の管理及び除草 町内幹線道路の街路樹（ナンキンハゼ等）の夏季及び冬季剪定を行う。	洗切小学校区のグリーンベルトの整備を行い、児童の安全性が向上した。 令和5年10月から長与町LINE公式アカウントを活用した道路・公園等不具合報告を開始したことにより、通報対応の迅速化を図ることができた。	改善	計画的な舗装修繕及び法面修繕を進めていく。 また、会計年度任用職員の雇用も含めて、維持管理体制の検討を行う。	計画的な舗装修繕及び法面修繕を進めていく。	拡充

令和6年度事務事業評価結果一覧表

No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R5年度に実施した 事務改善の取組	R5 評価	R6年度実施予定の取組	今後の方針	方向性
84	地域公共交通の 充実	公共交通事業	政策 企画 課	民間の交通事業者などと連携し、誰もが便利に移動できる地域公共交通体系の構築を目指す。	町全体としての公共交通網に関する要望や交通事業者と町民の橋渡しの役割を担い、町民からの要望を伝えるほか、交通事業者からの路線変更・減便等にかかる協議（時に自治会長等の町民代表者も含む）を行っている。また、オンデマンド交通や新モビリティサービスの検討、交通事業者の経営状況の悪化による路線の変更・廃止に関する協議を県などと連動して行っている。	交通担当課だけでなく、介護・福祉などの担当課と連携し、今後の移動支援に在り方を組織横断的に検討する場を設けた。町内を運行する路線バス等の利便性向上を図るため、公共交通事業者が実施するデジタル化の取組を支援する補助金を実施した。	拡 充	町内における移動ニーズの調査や、移動支援に関して連携が可能な関係団体との協議を行う。	令和6年度の取組の進捗に応じて、取り組み可能な移動支援策の検討を進め、具体的なサービスに着手していく。	継 続 実 施
85	地域情報化の推 進	電算システム開 発・調整事業	情報 政策 課	所管課業務における法改正・制度改正等に伴う事務処理の変更迅速かつ的確に対応するため。	法改正・制度改正などに応じて、電算システムの開発・改修が必要となるため、開発ベンダーから見積書を徴し見積書の内容を精査のうえ、計画的に予算化し委託発注する。 システムリリース後の本番運用対応では、受注ベンダーの指導・助言のもと、効率的なシステム運用について検討・改善が行われている。 また、各所管課からの質問や誤操作などに即応できるよう、運用支援委託のなかで常時SEによるサポートを受け、事務の円滑化を図っている。	基幹システムの標準化対象18業務のうち10業務（戸籍、戸籍附票、後期高齢者医療、国民年金、印鑑登録、児童手当、軽自動車税、選挙、固定資産税、住民記録）について、機能や帳票類が現行システムとどれだけ適合し、どれだけ差異があるかを分析した。（Fit&Gap分析）この作業を実施することによって、標準化した基幹システムにスムーズに移行することができる。なお、外字などを含むシステムで使用できる文字の整理（文字同定）作業については、ベンダーによる準備中で令和6年度に実施する予定。	継 続 実 施	基幹システムの標準化において、第3段（介護保険、就学事務、国民健康保険、収納、宛名）の機能や帳票類が現行システムとどれだけ適合し、どれだけ差異があるかを分析する。（Fit&Gap分析） データの整理および移行作業、複数の文字を突き合わせて一定の基準で同じ字形の文字を探し集約する。（文字同定作業）。	標準化した基幹システムの運用テストおよび研修を実施し、既存環境の設定を変更する。 また、標準化した基幹システムを運用していくなかで、従量課金サービスであるガバメントクラウドのコスト最適化を目指しつつ、本番環境において安定的に稼働する。	継 続 実 施
86	地域情報化の推 進	電算機器等管 理・運営事業	情報 政策 課	電算機器・パッケージソフト・コンピュータなどを活用して住民サービスの向上および事務の効率化を図る。	電算機器などの購入・リース・保守管理による電算機器の安定稼働を行う。 パソコンについては、人事異動や依頼課からの要望により配置する。また、番号法に伴う他自治体との情報連携専用端末にはセキュリティ強化の観点から一部端末に静脈認証装置を配置する。	貸出用端末として、インターネット利用に適した専用端末を20台導入した。	拡 充	パソコンなど端末ならびに印刷機・複合機、印刷用紙について、令和6年度から情報政策課に予算を集約化することにより、これらの機器・消耗品類についても共通化を目指し、これらの機器の合理化・削減を進めていく。併せてデジタル化を推進しペーパーレス化を図る。	令和6年度に集約化した機器・消耗品類の運用実績を元に、これらの機器に関する全体最適を目指す。 また、ネットワークの三層分離（行政、マイナンバー、インターネット）の見直しなど、将来的なネットワークの変化を見据え、それらの変化に対応できるような機器類の配置・更新を検討していく。	継 続 実 施
87	消防・防災体制 の強化	消防事業	地域 安全 課	常備消防（長崎市に事務を委託） 専任の消防職員を配置することで、火災・救急発生時の緊急出動や、消防団や自主防災組織への防火・防災活動の指導等を行うことを目的としている。	広域消防事業負担金：332,039,000円 浜田出張所経費負担金：781,076円 消防団に対する夏季訓練（184名参加） 火災出動（3件うち消防団出動3件） 救急出動件数（1,632件）	昨年度と比較して、防火対象物への査察件数が増加しており、火災予防業務の充実が図られた。 査察実施状況 R4：278件 → R5:558件	拡 充	消防団に対して、水難訓練や土嚢積み訓練を行い防災力の強化を図るための指導を行う。	継続的な訓練等の実施	継 続 実 施
88	消防・防災体制 の強化	消防団事業	地域 安全 課	非常備消防 消防団員数・・・279名（定員290名）、分団数・・・10分団、所有車輛・・・消防ポンプ自動車2台、消防ポンプ付積載車8台 ・常備消防と連携しながら、「自分たちの町は自分たちで守る」を基本理念に、地域の防災リーダーとして災害予防の活動を行っていくことを目的としている。	長与町消防団分団長会議（年4回開催）、礼式訓練（5月）、夏季訓練（7月） 危険個所の点検 火災出動 風水害等の災害出動 火災予防などの啓発活動 自主防災組織と連携した火災予防訓練や防災訓練 消防設備・備品の更新・購入・支給 出動報酬等の支給	第2分団消防格納庫建設工事 高田南地区に防火水槽（1基）を設置 LED投光器などの消防用備品を購入 役場職員への消防団加入促進を行った。	拡 充	水難救助訓練の実施（長崎県総合防災訓練） チェンソー隊の設立（消防団力向上モデル事業） 第9分団小型動力ポンプ積載車の購入 第9分団消防格納庫建設設計業務委託の実施	第9分団消防格納庫建設工事など、消防施設の老朽化に対応した更新	拡 充
89	消防・防災体制 の強化	防災事業	地域 安全 課	「長与町地域防災計画」を基に災害が発生した際の行動訓練、処理すべき事務を整理し、計画的な防災の推進を図る。	防災会議の開催 協定の締結 備蓄品の補充・購入 避難所運営体制の整理（各避難所の担当部局を整理）等	受援計画を作成し、災害時に優先する事業と民間企業、他の自治体の支援業務を明確化した。	改 善	関係機関との連携を想定した防災訓練の実施と、訓練を実施したことによる各種マニュアルや計画等の見直しを行う。	実際に災害があった場合に、地域防災計画その他各種計画に基づき行動することを想定した訓練を定期的に行う。	継 続 実 施

令和6年度事務事業評価結果一覧表

No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R5年度に実施した 事務改善の取組	R5 評価	R6年度実施予定の取組	今後の方針	方向性
90	消防・防災体制の強化	自主防災組織事業	地域安全課	自主防災組織の活動支援。	各自主防災組織への補助金の支出。研修等の開催や各自主防災組織が実施する防災訓練の支援など	令和6年度長崎県総合防災訓練を想定した、炊き出し訓練を自主防災組織連絡協議会で実施したり備蓄品の紹介を行うなどして、各自主防災組織でも防災活動ができるような活動を行った。	改善	訓練未実施組織への訓練実施の働きかけ。	継続実施	継続実施
91	交通事故防止対策の推進	交通安全推進事業	地域安全課	交通事故防止を目的とする。	交通安全対策協議会開催 交通指導員による活動 交通安全運動期間中の広報・啓発活動 長与町高齢者運転免許証自主返納奨励事業（65歳以上の高齢者が運転免許証を返納した際、申請に基づき3,000円のエヌタストカードを交付） 県、市町、県警察と共催で高齢者講習会「高齢者『おっと危ない』講習会」を実施。	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
92	交通事故防止対策の推進	交通安全施設整備事業	地域安全課	交通事故防止を目的とする。	カーブミラー新設 カーブミラー修繕 停止指導線等設置工事	カーブミラーの破損や防犯灯の球切れなどの不具合や異常の早期復旧のための連絡ツールとして、LINE公式アカウントの運用を開始した。	改善	継続実施	継続実施	継続実施
93	安全な生活環境づくり	防犯事業	地域安全課	犯罪のない安全・安心まちづくりのため。	時津警察署地区連合防犯協会負担金 長与町防犯協会補助金 青色回転灯装備車によるパトロールの実施 出前講座の実施 町内放送による注意喚起	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
94	安全な生活環境づくり	防犯施設整備事業	地域安全課	犯罪のない安全・安心まちづくりのため。	防犯灯新設 防犯灯修繕	カーブミラーの破損や防犯灯の球切れなどの不具合や異常の早期復旧のための連絡ツールとして、LINE公式アカウントの運用を開始した。	改善	高田南土地区画整理事業に係る防犯灯の設置を行う。	継続実施	継続実施
95	安全な生活環境づくり	消費者行政事業	地域安全課	町民の消費生活相談へ適切な対応及び出前講座をはじめとした広報啓発活動を推進し、消費者の安全を確保することを目的とする。	消費生活相談の対応 広報誌への掲載 出前講座の実施	消費生活出前講座についてホームページおよび広報がよに掲載。	継続実施	老人クラブ等への消費生活出前講座を開催予定。 町内中学校での消費者教育の授業支援実施に取り組む。	継続実施	継続実施

令和6年度事務事業評価結果一覧表

No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R5年度に実施した 事務改善の取組	R5 評価	R6年度実施予定の取組	今後の方針	方向性	
96	健康づくりの推進	健康づくり事業	健康保険課	健康無関心層を含め町民全体が健康行動を習慣化することで、「健康寿命の延伸」、「健康格差の縮小」を達成する。	「健康寿命の延伸」、「健康格差の縮小」達成のために、食生活・身体活動・心の健康づくりなど生活習慣等の課題を改善するための取り組みや、自身の身体の状態把握を、「健康ながよ21推進専門委員会」等ボランティアグループや健康づくり連携協定事業所と協働で行う。 また、歩く・体組成の測定をする・健康イベントへ参加する・健診を受けるといった健康行動に対しインセンティブを付与する健康ポイント事業「ミックンチケット」を行うことで、健康行動を習慣化していく。	R5年2月から県の健康アプリが運用開始したことに伴い、町の健康ポイント事業をR5年度から県のアプリを活用した事業に移行した。移行に伴うアプリ導入の支援や改めて事業参加申込受付等の手続きの支援を行った。R5年度限定として、スマホ未所持者は今まで事業で使用していた歩数計を使って事業参加できるように事業設計し、1年かけてアプリ移行を支援した。	改善	様々な機会や媒体で健康づくりの取り組みの成果や健康ポイント事業を周知し、ポイント事業参加やイベント参加者を促す。	継続実施	継続実施	
97	健康づくりの推進	各種健診事業	健康保険課	健(検)診の受診勧奨及び費用の一部補助を行う事で、広く健康管理の意識向上と「健康格差の縮小」を図る。各種健(検)診を受け、疾患の早期発見・早期治療へつなげることで、「健康寿命の延伸」を達成する。	5月～11月をがん検診受診月間とし、肺、胃(内視鏡・透視)、大腸、乳、子宮がん検診を実施し、早期発見、早期治療へつなげる。集団健診は土曜日にも実施し、受診しやすい環境を作っている。乳・子宮がん検診は時津町・長崎市の一部の医療機関でも実施できるようにしている。大腸がん検診は2～3月に郵送検診を実施し、受診の機会を増やしている。 国保若年健診、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診(令和5年度開始)は対象者に個別通知を行い、受診勧奨を行っている。	特になし	継続実施	現在の体制が継続・拡大できるよう、西彼杵医師会・長崎市医師会と協議していく。	継続実施	継続実施	
98	感染症対策の充実	感染症対策事業	健康保険課	住民を感染症から予防する。	従来の感染症対策として定期・臨時の予防接種や結核検診等の体制整備及び周知を行うとともに、新興感染症発生時には国・県の情報を把握し、関係機関と情報共有を行いながら防疫活動や感染予防啓発、住民接種など必要な対策を行っている。	特になし	継続実施	国の計画見直しに応じて町の計画を見直していく。	継続実施	継続実施	
99	結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実	保育所運営事業	こども政策課	・保護者が、就労や病気など保育を必要とする事由に該当する場合に乳幼児の保育を行い、子育て支援環境の充実に図る。 ・保育所および認定こども園の施設に対し、国の基準である公定価格を基に、入所人数・職員の配置状況・実施体制による運営に必要な施設型給付費を支給する。	保護者の申請により「保育の必要性」の認定を行う。申請者の希望、保育所等の状況などにより利用調整を行い、利用先を決定する。 毎月施設からの請求に基づき「施設型給付費」を支給する。	適正な保育ニーズの把握に努め、総定員数1,123人に対し、受入児童数1,066人となり待機児童0名であった。(令和5年4月1日現在 保育所入所状況)。	継続実施	実態に応じて施設型給付費や補助金を支給する。また、待機児童を出さないよう、保育ニーズを把握し利用調整する。	継続実施	継続実施	
100	結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実	高田保育所管理運営	高田保育所	保育を必要とする児童に質の高い保育、教育を提供する。また、地域の子育て家庭には保育サービスや子育て情報を提供する。このことにより、次世代を担う児童の健全な心身の成長を促進し、人格形成の土台を培う。	通常保育(定員90名 開所時間月～土の7時～19時) 延長保育、障害児保育 医療的ケア児受入 一時預かり 子育て支援(園庭開放・行事への招待・見学受入等) 保護者支援(個別面談・クラス懇談会・保育体験等) 講師活動 情報提供(広報子育て記事掲載) 地域交流(世代間交流・異年齢交流等) 外部受入れ(実習・職場体験・ボランティア・見学者) 職員の資質向上(勉強会・研修会開催)	ファミリーサポートセンターの預かり場所として、保育室を一室設け安定した受入れを行った。前後に続けて一時預かりを利用することで長時間の預かりも可能となった。一時預かりは年間を通して予約率はほぼ100%でニーズに応えることができた。 不適切保育マニュアル、事故防止マニュアル、業務継続計画を作成し、研修は延べ年間346人の職員が受講するなど、保護者が安心して預けられるよう保育の質の向上に努めた。 「遊び心のあるまち」の継続として自然活動を広報ながよに年間4回掲載し、地域親子への体験講座を2回実施した。親子の触れ合い、読書の場の提供として、図書ホルの開放を始めた。	拡充	・熱中症マニュアルを作成し適切な対応を行う。 ・医療的ケア児の受入れについては多機関と連携を取り安全に保育を行う。 ・児童発達支援サービスや保育所訪問支援事業などを利用している児童に対し、専門機関と連携を取り、個々に応じた保育の提供を行う。 ・児童の主体性を重視した行事内容に変更する。	・医療的ケア児とその保護者が安心して就学を迎えられるよう専門機関と連携し保育を行っていく。 ・安定した入所児童の受入れと一時預かりを行っていく。 また、高田南地区への転入により、入所希望数は増加傾向と予想される。保護者が安心して就労ができるよう安定した入所児童の受入と質の高い保育を提供し、住民が長与町に住んでよかったと思えるよう取り組む。	継続実施	継続実施

令和6年度事務事業評価結果一覧表

No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R5年度に実施した 事務改善の取組	R5 評価	R6年度実施予定の取組	今後の方針	方向性
101	結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実	コミュニティWebサイト事業	こども政策課	仕事をしている人や子育て中の方でも、多くの人が長与町の情報を気軽に見ることができるよう、子育てガイドブックに掲載している情報をもとに、結婚から子育てにかかる事業の情報を更新・発信する。	定期的に情報の更新・発信（SNS）・行事等のWeb申込受付を行う。	母子事業や子育て支援センター行事について、ホームページ予約に加え、LINE受付も開始した。	改善	継続実施	継続実施	継続実施
102	結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実	利用者支援事業	こども政策課	妊娠期から出産、子育て期にわたる子育て全般のワンストップ相談窓口として設置。保健・保育・福祉・教育その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う。	行政窓口相談 必要に応じ、家庭訪問 関係者向け勉強会を開催し、関係機関とのコーディネートを行う 出産・子育て給付金の支給及び併走型支援	出産・子育て応援事業として併走型支援（経済的支援：給付金を妊娠中に5万、出産後に5万支給。相談支援：妊娠届出時、妊娠8か月時、産後の計3回専門職による電話や訪問等）を実施。保健師を常駐し、助産師や子育て相談専門員と連携して切れ目のない継続した支援を行った。妊娠期から直接的な関わりを持つことで個に応じた行政サービスを提案することができ、サービスの早期利用につながっている。	拡充	・出産・子育て応援事業の給付金申請を窓口からウェブ（ライン）申請に移行。産後の手続きの負担軽減が期待できる。 ・これまで出産応援事業に配置していた保健師を利用者支援事業に配置し、産後の切れ目ない支援をより充実させる。 ・これまで訪問事業で実施していた専門的相談支援を利用者支援事業で実施。 ・R6.4こども家庭センターを設置、センター長及び統括支援員を配置。	継続実施	継続実施
103	結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実	訪問事業	こども政策課	子育て経験者等による育児・家事の援助、または保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る。	【養育支援訪問事業】 家事育児支援、専門職による指導助言 【乳幼児家庭全戸訪問】 0～2か月未満児：助産師・保健師による新生児家庭訪問（R3.11～訪問事業ではなく利用者支援事業で実施） 3～4か月未満児：地区担当の母子保健推進員による出生後家庭訪問。家庭の状況把握と町内のお遊び場などの情報提供を行う。 【R6.4～養育支援訪問事業→子育て世帯訪問支援事業へ】 対象：家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭等 内容：研修を修了した訪問支援員による家事支援・育児支援・相談支援 利用者の自己負担額：1時間あたり1500円。ただし生活保護世帯・町民税非課税世帯、町民税所得割課税額77,101円未満世帯は負担額の減額や免除あり。	訪問手当については、母子保健推進員の成り手不足の解消と質の向上を図るために見直しを実施。感染拡大防止のため訪問自粛中には電話対応でも可能としていたが、地区担当制の母子保健推進員の訪問活動による対面訪問を行い、顔を見て話すことにより子育てに関する不安の早期発見、必要時に専門職への早期介入につなげることで相談支援充実を図った。	拡充	「養育支援訪問事業」にて育児家事支援、専門職による専門的相談支援を実施していたが、児童福祉法改正により、R6からは育児家事支援については「子育て世帯訪問支援事業」にて実施する。専門職の相談支援については「利用者支援事業」にて実施する。	継続実施	継続実施
104	結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実	母子保健事業	こども政策課	妊産婦・乳幼児及びその保護者に対し、健診・相談・教育等の機会を供給することにより、妊産婦及び乳幼児の健全な育成と健康の維持増進を推進する。	【妊娠期から乳幼児期を対象とした健診・教室・相談会の開催】 マタニティ教室、乳幼児健診、育児学級、歯科保健事業、子育て相談、要フォロー教室等 【母子保健推進員活動】 母子保健事業への協力、家庭訪問、協議会活動（研修・勉強会による自己研鑽、子育てサロンの運営）を通じた保護者支援 【その他健全な育成と健康の維持増進のために必要な物資の支給及び費用の助成】 妊婦一般健康診査、産婦健診、産後ケア事業、母子栄養食品支給事業、未熟児養育医療、新生児聴覚検査助成等	マタニティクッキングはウェブ予約を導入。時間を制限されることなく予約手続きができるため事業参加までの負担軽減につながった。また、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、可能な事業については予約制を廃止し、誰もが参加しやすい体制を整えた。 3歳児健診で、作業療法士による運動評価(発達スクリーニング)を開始した。	改善	・産後ケアの自己負担の軽減、ウェブ申請の導入を行い、産後のフォロー体制を強化。 ・多胎の妊婦健康診査費用の助成。	・妊婦健診の検査項目の追加。	継続実施

令和6年度事務事業評価結果一覧表

No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R5年度に実施した 事務改善の取組	R5 評価	R6年度実施予定の取組	今後の方針	方向性
105	結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実	心身障害児通園事業	こども政策課	町内在住の乳幼児や学齢期の子どもの成長発達に心配や不安を抱える保護者や、子どもや保護者を支援する関係機関に対して、相談・療育・情報提供・研修等を行い、より良い発達支援を目指す。また、ひばり学級療育専門員が行う「巡回支援専門員整備事業」では、保育所等の子どもや保護者が集まる施設・場への巡回支援を実施し、発達が気になる段階から支援を行うための体制の整備を図り、発達障害児等の福祉の向上を図ることを目的とする。	【ひばり学級】 小集団における親子療育（週1回程度） 小児科医診察 発達検査 療育専門員、作業療法士相談 発達勉強会・情報交換 【巡回支援専門員整備事業】 関係機関訪問 勉強会実施（保護者や関係者向け） ペアレント・トレーニング、ティーチャーサポートプログラム、ペアレントプログラム実施 個別相談 地域巡回支援	ひばり学級では療育活動をメインで実施していたが、子供たちが長く過ごす場となる地域全体の底上げの充実を図るため、地域支援を療育活動と並ぶ大きな柱として活動を展開。その一環として令和5年度から園向けのティーチャーサポートプログラムを実施。町内11機関からの参加があった。また、園での生活における支援のための園訪問や新規相談も積極的に実施した。	改善	R5年度～R7年度を目処に園向けのティーチャーサポートプログラムを実施 園支援の充実に向けて園訪問・施設支援の実施	継続実施	継続実施
106	結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実	児童館運営事業	こども政策課	子どもの遊び場・居場所づくりとして、児童の健全育成を図るため、内容を充実させ更なる来館者の増加を図る。また、子育て支援センターとしての機能を持たせ、乳幼児の子どもがいる親子の子育て支援を行う。	児童館（町内各小学校区ごと5箇所【高田児童館・上長与児童館・長与北児童館・長与南児童館・長与児童館】） ○開館日：月曜日から土曜日までの午前10時から午後5時までの時間（日曜日、国民の祝日、年末年始は休館） ○利用対象者：町内に在住している0歳児から18歳未満の方（但し、就学時前の幼児は保護者同伴） ○利用内容：・開館中は、無料で自由に利用できる。また、いろいろな催しや行事なども行う。内容は、毎月発行している各館の「じどうかんだより」や町の広報・HPでお知らせしている。また、施設には、いろいろな室内遊具をそろえており、児童用の本の貸し出しも行っている。各施設には、安全に楽しく遊べるように、児童館厚生員が2名（長与児童館は3名）配置されている。但し、預かり保育は行っていない。 ○乳幼児：子育て支援センターを児童館で運営している。また、「ミカンちゃん」として、各児童館において、町内在住の乳幼児とその保護者による行事を定期的に行っている。また、高田児童館は、講座に特化した運営とし、3回連続のプログラムや、年齢別の講座を行っている。 ※令和2年度から令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により予約制とし人数制限を行って運営していたが、令和5年5月から新型コロナウイルス感染症が5類になったことにより従来の自由来館に戻した。	令和5年5月から自由来館としたため、来館者数が増加した。他の施設（婦人の家・南交流センター）を利用して、年7回土曜日に行事をおこなった。	改善	大学生や地域の方と連携し、児童館での「居場所作り」ができるよう検討する。	多世代交流や、日曜開館など、居場所づくりを進める。また、施設の老朽化が進んでいるため、対策を協議する。	継続実施
107	結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実	子育て支援センターおひさまひろば	高田保育所	孤立した子育てによる負担感・不安感の軽減を行い、子育て世代が出産・育児に前向きにとらえ、子育てしやすいと感じる環境づくりを行う。	親子の交流の場の提供 子育てに関する相談・援助 地域の子育て関連情報の提供 子育てに関する講習等 地域の子育て関係者との連携	コロナ期の予約制から自由来館制となり利用者は増加したが、丁寧な対応を心掛け、安心な交流の場を提供できた。 母子保健事業のパパママ学級に出向き、ひろばの紹介、見学会を行い利用につなげられた。 ファミリーサポートセンター預かり場所としてひろばの提供を行った。ひろば利用者が預かり場面を見ることで安心してファミリーサポートを利用する姿が見られ、育児負担軽減につながった。イオンタウンとの協働事業ではマルシェを開催し、町内の子育て支援の周知につなげた。 イオンタウン、シルバー人材センターとの協働事業「ココシルフェスタ」年間2回実施した。 保護者発信のマルシェを初めて開催した。	改善	日曜開館を月2回実施し、父親の育児参画促進、働く母親の育児支援、休日の遊び場の提供を行う。 夫婦のマタニティフォト（妊娠期の写真撮影）を実施し、親になる期待感を育む。 第2子以降の子育て初期講座を実施し多子世帯の子育ての負担感の軽減を図る。 親同士の支え合いを目的としたマルシェを実施する。	第二子以降の子育てに負担を感じる家庭が少なくない。利用者の普段の様子から、必要な講座を開催するなど利用者目線で柔軟な支援を行う。 また、高田南地区の親子の利用の増加が予測される。転入後に陥りやすい「孤立した子育て」の防止や育児不安や悩みの軽減につながるよう、町内子育て支援機関の周知を行い、利用を促す。講座等は利用者のニーズを捉え柔軟に実施する。	継続実施
108	結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実	ファミリーサポートセンター事業	こども政策課	育児の援助を受けたい人が利用会員、行いたい人が協力会員となり小学校6年生までの子どもの託児を行い、子育て世帯への支援を行う。	令和5年4月より長与町直営で運営。育児の援助を受けたい人と行いたい人がそれぞれ会員となり、地域の子育ての相互援助を仲介する。 保護者の短時間、臨時的就労の際の援助 兄弟の学校行事や習い事の際の援助 家族の病気や急用の際の援助 その他、保育園・幼稚園・小学校・学童保育の送迎や障害児への支援など	協力会員への託児依頼をLINEで開始し、事務の効率化を行った。 また、イオンタウンからの寄付金により利用料補助をおこなう「Cocosukiながよ」事業については、利用者のニーズにより、より使いやすくなるため、1回1時間から2時間に変更した。 「Cocosukiながよ」の利用者数は、のべ162件・多子世帯・ひとり親の補助についてはのべ173件の利用があった。また、令和5年度からファミリーサポートセンターを直営で開始した。協力会員養成講座を共同で実施できるよう、長崎市の養成講座に出席し、同じ科目での長与町養成講座を実施した。	改善	協力会員養成講座の合同開催について、長崎市・時津町と協議を行う。	協力会員養成講座の合同開催を行う。 また、電子申請ができるものを増やすなど、事務の効率化を進める。「気軽に安心して預ける場」として住民に認知され、利用者数を増やしていく。	継続実施

令和6年度事務事業評価結果一覧表

No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R5年度に実施した 事務改善の取組	R5 評価	R6年度実施予定の取組	今後の方針	方向性
109	結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実	子育て応援環境整備事業	こども政策課	少子化対策として、子育てに必要な物品を、申請のあった家庭に対し、無償で貸し出しを行う。	乳児の養育者であって、町内に居住し、かつ、住民登録を有する者に、子育てに必要な物品を無償で貸し出す。 (物品・期間) ①ベビーベッド20台 使用する乳児が生後5ヶ月を経過するまでの期間 ②ベビーカー17台 使用する乳児が生後1年を経過するまでの期間 ③2人乗りベビーカー1台 使用する乳児が、生後1年を経過するまでの期間 ④チャイルドシート15台 使用する乳児が生後1年を経過するまでの期間 ⑤ベビラック5台 その他、ベビバスの貸出あり ※町民税所得割77,101円未満の世帯の方は、貸し出し数の制限なし。	物品の空き状況を細かく確認するとともに、ホームページの活用や妊娠届の提出時に貸与できる物品の案内を行った。貸与期間や予約などを適切に管理し、少しでも長く多くの人に物品を利用してもらえるよう取り組んだ。R5年度3月に寄付金により貸与物品を追加購入し、物品の充実を図った。	改善	令和5年度中に追加購入した物品の貸与を開始する。ラインシステムの活用や物品の台数の管理を行い、より多くの人に利用してもらえるよう取り組む。	ラインシステムの活用や物品の台数の管理を行い、より多くの人に利用してもらえるよう取り組む。	改善
110	結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実	児童虐待防止事業	こども政策課	支援を必要とする家庭を把握し、情報収集・関係機関との連携・家庭支援を行うことで、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を行う。	代表者会議1回、実務者会議（要保護児童管理ケースの進捗状況確認、終結の判断）4回、個別ケース検討会議18回実施。 教職員や保育士等の子育て支援者及び自治会長や民生児童委員等、地域の支援者等を対象とした児童虐待防止研修会を実施。 学校・保育園等に対し、児童虐待に関する出前講座実施。 支援対象児童等見守り強化事業を活用し、児童虐待・DVリスクの高まりに対し、民間団体と協力して家庭の訪問等を実施。 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の設置に伴い、妊娠期から18歳まで切れ目のない支援を実施。	早期対応ができるように関係機関との連携強化を図る。また児童相談所との情報共有、意見交換を継続実施。	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
111	結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実	福祉医療費助成事業	こども政策課	医療費の一部を支給することにより、福祉の増進を図る	乳幼児から中学校卒業までの子どもの場合、乳幼児（こども）福祉医療費受給者証を提示し、支給対象者が医療機関等を受診した場合、窓口の負担を緩和し子育て世帯の負担を軽減できるよう、医療機関、長崎県国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金長崎支部と契約し、助成額の計算、支給を行う(現物給付)。 ひとり親（母または父・18～20歳までのこども）の場合、または、乳幼児（こども）福祉医療費受給者証の提示がなかった場合や、県外等での受診の場合等は、領収書を添付した申請書を提出してもらい、自己負担額を超えた額を、指定の口座に振り込む(償還払い)。 高校生福祉医療費の支給を開始、領収書を添付した申請書を提出してもらい、自己負担額を超えた額を、指定の口座に振り込む(償還払い)。	高校生福祉医療費の支給を実施した。	拡充	継続実施	令和5年度より拡大した高校生世代について、支給方法等を再検討する。	継続実施
112	結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実	病児・病後児保育事業	こども政策課	保護者の子育て及び就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与するため、病気の回復期又は病気中のため集団保育が困難な児童を一時的に預かる。時津町と協定を結び、長与町病児保育「ひなたぼっこ」及び時津町病児保育「Hinamico（ひなみっこ）」の2箇所で病児保育を行っている。	下記の①～③の全てに該当する子どもまたは④のこどもが対象 ①長与町・時津町に住んでいて、保育園または幼稚園・認定こども園などに通っている子ども ②現に病気中または病気の回復期であり、入院治療の必要はないが、保育園などでの集団保育を受けることが出来ない子ども ③保護者の方が仕事などの都合で、家庭で看病することができない子ども ④保護者の就労、疾病、出産後やむを得ない理由により家庭で保育することが困難な子ども	新型コロナウイルス感染症が5類になったことで、令和5年度5月から受入れ数を増やしたため、利用回数が増加した。	継続実施	長崎市・時津町・長与町（1市2町）の連携に向けた協議を行う	継続実施	継続実施

令和6年度事務事業評価結果一覧表

No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R5年度に実施した 事務改善の取組	R5 評価	R6年度実施予定の取組	今後の方針	方向性
113	結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実	放課後児童クラブ事業	こども政策課	留守家庭児童において、家庭、地域等との連携のもと、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の修得により、児童の健全な育成を図る	放課後児童クラブ（学童保育）の健全な運営を促進するため、子ども子育て支援交付金（国、県、町 3分の1負担）など各種補助金による助成を実施した。 町内11クラブ12支援（保護者会運営 1クラブ、法人運営 10クラブ） 令和5年度については、一部のクラブに対し、入所や職員配置に関する現地監査を実施し、指導を行った。	毎月の報告により、登録人数の確認および精査を行った。 また、現地監査を実施し、過大な登録がみられるクラブに対し指導を行った。	継続実施	国の示す適正人数を満たすため、毎月の登録児童数と利用実績に係る精査を行い、過大な登録が見受けられる場合は指導を行う。同時に、クラブ職員の配置状況等も実地調査等を行い、適正な運用を図る。	継続実施	
114	結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実	子育て短期支援事業	こども政策課	児童に対する生活指導や家事等で困難を生じている家庭の支援のため。 児童に対する生活指導や家事等で困難を生じている場合に、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図る。	委託により、ショートステイ事業及びトワイライト事業を実施。長崎市内の明星園、マリア園、さらに平成29年度からは浦上養育院、平成30年度からは大村市の光と緑の園に委託。 ショートステイ事業は、疾病や出張などで子どもを一時的に養育できなくなった時に、委託先において養育、保護する事業。期間は原則として7日間。 トワイライト事業は、仕事などで帰宅が恒常的に夜間にわたる場合、保護者が帰宅するまでの間（22時まで）子どもを預かる事業。 仕事等で家族対応が難しい家庭、また児童虐待防止対策として家事や育児の疲労が蓄積されている家庭などへ本事業を提案し、利用を勧めた。	相談者だけでなく、母子保健事業（健診等）、窓口でも必要時に声かけをしている。	継続実施	継続実施	利用方法の改善・拡充を予定	拡充
115	結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実	結婚支援事業	政策企画課	町内に居住する未婚者に対して、出会いの場の提供等未婚者の結婚を促進することにより、定住人口の増加を図り、福祉の増進と地域の活性化に資することを目的とする。	長崎県お見合いシステム登録受付及び登録料補助 婚活イベント及びセミナーの実施 結婚祝金の支給	特になし	継続実施	町が実施していた婚活イベントやセミナーは県の事業を活用することとし、新生活をスタートする際の新居の準備にかかる費用を助成する制度を導入するなど事業の見直しを図る。	継続実施	
116	高齢者福祉の充実	老人福祉センター「丸田荘」管理事業	福祉課	高齢者をはじめ、町民がいつまでも健康に暮らし、1人ひとりがそれぞれ生きがいを持っていきいきと暮らせるよう、外出機会の創出や健康維持を目的として実施している。	老人福祉センター及び町営公衆浴場の運営／営業時間：12時から18時まで、定休日：毎週火曜日、お盆（8月14日から8月16日まで）、年末年始（12月28日から1月4日まで） ／料金：60歳以上及び障害者100円、一般（中学生以上）200円、小学生以下100円、町外者300円 ／施設の職員：シルバー人材センターに委託（交代制で計12名）／1階の一部を長与町社会福祉協議会のデイサービス事業に賃貸借している。	特になし	継続実施	施設の基幹となっているボイラーの維持や受電設備の更新検討など、施設を継続して運営できるか検討する。	継続実施	

令和6年度事務事業評価結果一覧表

No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R5年度に実施した 事務改善の取組	R5 評価	R6年度実施予定の取組	今後の方針	方向性
117	高齢者福祉の充実	高齢者交通費・健康づくり助成事業	福祉課	高齢者の外出の機会や健康づくりの場を確保し、社会的活動の参加の機会を増やし、もって高齢者の生きがいが高めるとともに介護予防につなげることを目的とする。	対象者：町内在住の70歳以上の方／2,500円分のバス利用券（100円×25枚）、タクシー利用券（500円×5枚）、健康づくり助成券（100円×25枚）の利用券いずれか1つを選択 年度はじめに対象者にはがきを郵送し、長与町役場など6ヶ所にて助成券と交換 バス利用券：長崎バス及び長崎県営バスで利用可能 タクシー利用券：タクシー共同集金加盟のタクシーで利用可能 健康づくり助成券：入浴施設など町内9施設で利用可能	特になし	継続実施	近隣市町間で助成の規模に差があり、特に交通費の助成については、交換率や利用率や利便性の向上などを勘案し、住民ニーズに即した事業となるよう適宜見直しを行いながら事業を行う。	継続実施	
118	高齢者福祉の充実	高齢者生活福祉センター	福祉課	高齢者に対して、居住機能、介護支援機能及び交流機能を総合的に提供することを目的とする。	本町に住所を有する概ね60歳以上の一人暮らし又は夫婦世帯であって、高齢のために生活することに不安がある人に対して、必要に応じて住居を提供する施設である。本町には1ヶ所の施設があり、定員数は12名となっている。入所の申請があった場合は入所判定会議を開催し、入所判定を行う。入所者の収入に応じて、負担金を徴収している。（毎年7月に再算定を行う。）	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	
119	高齢者福祉の充実	緊急通報装置設置事業	福祉課	疾病などにより日常生活に不安がある方に対して、24時間365日、看護師や相談員などが緊急時の対応や日常生活の不安に対応することを目的とする。	利用料：（据置型）300円/月、（携帯型）500円 ※利用料は使用者が委託業者に直接支払う。 緊急ボタン：コールセンターの看護師が状況確認を行い、緊急連絡先の協力員へ状況確認を依頼する。場合によっては救急車の出動要請を行う。 相談ボタン：コールセンターの看護師が健康相談などに応じる。 コールセンターの看護師が毎月2回、利用者に電話で連絡し、健康状況の確認を行う。（お伺いコール） 人感センサー（携帯型装置利用者は加速度センサー）：センサーが18時間感知しなかった場合、自動的にコールセンターへ通報される。	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	
120	高齢者福祉の充実	長寿者敬老祝金事業	福祉課	町内に居住する高齢者に対し、敬老祝金を支給し、長寿祝品を贈呈することにより、高齢者福祉の向上に寄与することを目的とする。	対象者：100歳に達する方及び毎年9月1日時点で88歳に達する町民 支給額：88歳20,000円、100歳50,000円 また、100歳に達する方に対し、敬老の意を表してその長寿を特に祝福するために長寿祝品を贈呈する。	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	
121	地域福祉の充実	成年後見制度利用促進中核機関運営事業	福祉課	成年後見制度の利用促進と円滑な制度運用ができる体制づくりのため、制度利用に関するすべての過程において包括的な支援を行う中核機関を立ち上げ、広報や相談業務、後見人の支援等を実施。	パンフレット作成や社協広報誌への記事掲載を行い、制度の周知を図る。 ながよ成年後見センターにて、町民やその親族等関係者から後見制度の利用に関する相談を受け、制度利用や専門機関での支援につなげる。	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	

令和6年度事務事業評価結果一覧表

No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R5年度に実施した 事務改善の取組	R5 評価	R6年度実施予定の取組	今後の方針	方向性
122	地域福祉の充実	長与町地域包括支援センター運営	介護保険課	地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的とする	包括的支援事業 総合相談業務（初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援、支援に必要なネットワークの構築、高齢者の実態把握） 権利擁護業務（成年後見制度の活用促進、高齢者虐待・困難事例への対応等） 包括的・継続的ケアマネジメント業務（ケア会議等を通じた自立に向けたケアマネジメント支援、介護支援専門員への助言指導） 地域包括支援センター運営協議会（地域包括支援センターにおける各業務等の評価を行うことで、センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を目指す）	ホームページ上の「地域包括支援センター」情報欄の場所がわかりにくかったため、トップページ配下「健康・福祉」からのカテゴリーに見出しを加え、わかりやすくした。	改善	地域包括支援センターの周知継続	継続実施	継続実施
123	地域福祉の充実	介護予防・日常生活支援総合事業	介護保険課	全国一律の基準による給付サービスから、地域の多様なサービス・支援を拡充させることで、高齢者の自立の促進・重度化予防を推進する。	介護予防・生活支援サービス事業においては、訪問型サービスとして介護予防訪問介護相当サービス、通所型サービスとして介護予防通所介護相当サービス、介護予防ケアマネジメントとしてケアマネジメントAのサービスを行っている。 一般介護予防事業としては、お元気クラブ・めだか85・脳トレ教室・いきいきサロン・サポーターポイント事業（ねこの手ポイント）を継続して実施している。	令和元年度以降、支え合いの情報交換会ができていなかった北部地区に対して、年度の早い時期（5月）より情報交換会を開始し継続したことで、第2層立ち上げにつながった。	拡充	総合事業における新規事業、短期集中通所C型の開始	短期集中通所C型の継続	継続実施
124	地域福祉の充実	家族介護者支援事業	介護保険課	在宅介護経験者や介護について学習したい人の相談・情報交換・学習会を通し、在宅介護の支援を行う。	なるほど介護学習会（月1回実施） 介護の知識や方法、制度についての学習や介護事業所見学などを通し、在宅介護についての理解を深める 認知症介護者リフレッシュのつどい（2か月に1回実施） 認知症の方を介護している家族の相談、情報交換、学習を通し、日頃の悩みや介護負担を軽減する。 認知症当事者も介護者と一緒に参加することができる。	2名の認知症地域支援推進員が中心となり、いきいきサロンや自主講座参加者へ事業周知を行った。 認知症介護者リフレッシュの集いは、直営開催として参加者が増加した。 なるほど介護学習会は、これまでより介護の手技を学べる内容を多く取り入れた。	改善	内容の改善と周知活動を継続	継続実施	継続実施
125	地域福祉の充実	高齢者在宅介護者見舞金	介護保険課	高齢者を在宅で介護している家族に見舞金の支給を行い、家族の負担を軽減し、福祉の向上を図ることを目的とする。	要介護3・4・5と認定された者で、介護サービス（一部サービスを除く）を利用しておらず、町に1年以上居住・介護している家族に対して、高齢者1人につき年額3万円を支給するもの。	対象者3名を抽出し、個別に連絡を行った結果、全員が申請（支給）につながった。	改善	対象者の抽出と住民周知の継続	継続実施	継続実施

令和6年度事務事業評価結果一覧表

No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R5年度に実施した 事務改善の取組	R5 評価	R6年度実施予定の取組	今後の方針	方向性
126	地域福祉の充実	高齢者家族介護用品支給	介護保険課	高齢者を在宅で介護している家族に介護用品の支給を行い、家族の負担を軽減し、福祉の向上を図ることを目的とする。	介護が必要な高齢者1人につき年額7万5,000円を限度とし、衛生用品・介護用品等を支給する。	新規申請商品については、係内協議により対象品目とするかの協議を行い支給の適正化を図った。	継続実施	継続実施。 R9年度（第10期計画）以降の実施について協議。	継続実施	継続実施
127	地域福祉の充実	高齢者のみ世帯への生活支援事業	介護保険課	高齢者に対し栄養のバランスのとれた食事を定期的に提供することにより、健康の維持管理、配食時における安否の確認及び孤独感の解消等を図ることを目的とする。	独居または高齢者のみの非課税世帯で食事の準備が充分にできない方を対象に、週に1～3回配食サービスを委託し提供する（自己負担435円/食）。	新たな委託先と次年度から契約が可能となるよう協議を整えた。	改善	利用者のニーズに応えるため、委託先の拡大に向けての周知を継続する。	継続実施	継続実施
128	地域福祉の充実	社会福祉協議会ボランティアセンター運営事業	福祉課	地域における住民参加による多様な生活支援を充実させる。	地域生活に必要な情報の提供と相談支援体制の整備の促進、住民参加による多様な生活支援サービスの実施、福祉のまちづくりへ団体・個人の参加促進、ボランティア育成、介護予防事業への協力支援、自治会を中心とした見守り活動を通して、住民による共助の取り組みを活性化させる。	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	
129	地域福祉の充実	避難行動要支援者避難支援計画推進事業	福祉課	災害時に支援を要する者に対し、地域住民が避難を支援する仕組みを作り、災害直後の地域の防災力を強化する。	対象となりうる者（要介護認定3・4・5、身体障害者手帳1・2級、精神障害者手帳1級、療育手帳A1・A2、難病患者等）に名簿提供の同意の確認を行い、同意する者については同意者名簿に掲載する。その名簿を基に自治会や自主防災組織を中心として、支援担当者を選定し聞き取り表を作成する。福祉課において聞き取り表の内容をシステムに入力し、個別計画を作成し、自治会を通して本人や避難支援者、自治会等関係者に配布する。	コミュニティ2か所、複数の自治会で説明を行い、個別計画の作成を促したことで、新たな自治会での個別計画策定へとつながった。	改善	継続実施	継続実施	継続実施
130	地域福祉の充実	社会福祉協議会運営助成事業	福祉課	地域における福祉活動の増進。	長与町社会福祉協議会の法人部門職員の人件費（給与、諸手当、厚生費、健康診断料）の補助と福祉バス運行（役場で利用した際の経費及び整備費用）の補助。	特になし	継続実施	長与町社会福祉協議会の事業について、効率化の面から社協との協議を続ける。	継続実施	継続実施

令和6年度事務事業評価結果一覧表

No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R5年度に実施した 事務改善の取組	R5 評価	R6年度実施予定の取組	今後の方針	方向性
131	障がい者福祉の 充実	障害者相談支援 事業	福祉課	障害者の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な福祉サービスを行う。	●相談支援事業所：①長与町社会福祉協議会相談支援事業所ぬくもり、②社会福祉法人三恵会和みの里の2か所に委託。 事業内容：①福祉サービスの利用援助、②社会資源を活用するための支援、③社会生活力を高めるための支援、④虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、⑤権利擁護のために必要な援助、⑥専門機関の紹介 ●福祉課窓口にて障害者相談員を設置	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	
132	障がい者福祉の 充実	地域活動支援セ ンター事業	福祉課	日中に活動する場が必要な者、訓練等給付を行っても就労に結びつかない者、創作的活動、社会適応訓練等のサービスが必要な者、その他町長が必要と認める者を対象に、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流を促進することにより、利用者が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため。	障害者総合支援法における地域生活支援事業の必須事業。長与町社会福祉協議会に委託。 障害者等に対し創作的活動や生産的活動、地域社会との交流の機会の場を提供し、障害者等の就労を始めとする社会参加に向けての支援を行う。 創作的活動又は生産活動の機会（グループワーク活動を含む）の提供に関する業務 社会との交流の促進等に関する業務（地域イベントへの参加等） 通所による援護 相談支援（就労支援、生活支援、居場所の提供）	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	
133	障がい者福祉の 充実	障害者日中一時 支援事業	福祉課	手帳所持の障害者（児）、難病者を対象に、障害者等が日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の任意事業。 日中に施設で一時的に預かり、日帰りでの短期入所サービスを行う。 ①障害者等の見守り、②機能動作訓練、③社会適応訓練、④創作的活動、⑤生活指導	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	
134	障がい者福祉の 充実	障害者福祉タク シー等助成金	福祉課	療育手帳所持者、精神手帳2級以上保持者、身障手帳2級以上で肢体不自由かつ車椅子常用者、または視覚障害1級所持者を対象に、タクシー料金またはガソリン代金の一部を助成し、社会活動の範囲を広め、もって障害者の福祉向上を図る。	在宅の知的障害者(児)、重度身体障害者(児)で車椅子常用者、重度視覚障害者及び精神障害者(児)がタクシー(リフト付き又は寝台専用タクシーを含む。)又は自家用自動車を利用する場合のタクシー料金又はガソリン代金として使用できる利用券を交付することにより、社会活動の範囲を広める。 対象者に申請書を送付し、申請に基づき交付。種別については本人による選択制。タクシー券：500円×24枚 ガソリン券：1,000円×3枚 令和5年度実績内訳：ガソリン券 209 件、タクシー券 136 件	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	
135	障がい者福祉の 充実	障害者交通費助 成金	福祉課	在宅の知的障害者及び精神障害者が施設または事業所への通所のために、公共の交通機関（バス、電車、汽車及び船の各交通機関）等を利用した場合、その交通費の一部を助成することにより社会活動の範囲を広め、もって、知的障害者及び精神障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。	生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・地域活動支援センター等の作業所への通所時の交通費（割引後）の1/2を助成。	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	

令和6年度事務事業評価結果一覧表

No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R5年度に実施した 事務改善の取組	R5 評価	R6年度実施予定の取組	今後の方針	方向性
136	障がい者福祉の 充実	障害者移動支援 事業	福 祉 課	手帳（身体・知的・精神）所持の屋外での移動が困難な障害者（児）を対象に、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出(原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。)の際の移動支援(通動、経済活動、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出は除く。)を行うことにより、障害者等の社会参加を図る。	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の必須事業。 屋外での移動が困難な障害者（児）に対して、外出時にヘルパーを派遣し、必要な移動の介助及び外出に伴って必要となる介護を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す。	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	
137	障がい者福祉の 充実	日常生活用具給 付事業	福 祉 課	身体障害者手帳、療育手帳所持者及び難病等を対象に、日常生活用具の購入費を助成することにより、日常生活の便宜を図り、障害者（児）及び難病等者の福祉の増進に資する。	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の必須事業。 在宅の重度障害がある人などを対象に、日常生活上の困難を解消するための用具を給付。 ①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥住宅改修	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	
138	社会保障制度の 充実と原爆被爆 者対策	介護給付費等費 用適正化事業	介 護 保 険 課	介護保険給付の適正化に取り組み、介護サービス利用者に適切な介護サービスを確保するとともに、介護保険サービス事業者の不適切な給付費請求を抑制する。	介護給付費通知・ケアプラン点検・住宅改修確認を行った。	特になし	継続実施	継続して介護給付の適正化に取り組む。	継続実施	継続実施
139	社会保障制度の 充実と原爆被爆 者対策	国民健康保険 特定健康診査・ 特定保健指導事 業	健 康 保 険 課	40歳以上の国民健康保険被保険者の生活習慣病の予防と重症化を防ぐことによる将来的医療費の削減。	40歳以上の被保険者に対して特定健康診査・特定保健指導を実施（健診は年に1回無料）。	ハガキや電話での受診勧奨に加え、イベントでの周知を行った。また、目標値や現在の受診率を掲示し、受診率の向上への意識を高めるよう務めた。	継続実施	勧奨方法を工夫する等受診率向上対策を実施する。	継続実施	継続実施
140	社会保障制度の 充実と原爆被爆 者対策	国民健康保険 医療費適正化事 業	健 康 保 険 課	国民健康保険被保険者の医療費の適正化。	看護師による訪問指導、医療費通知、後発医薬品普及促進、レセプト二次点検委託を実施。	特になし	継続実施	医療費分析により現状把握を行う。 引続き訪問事業等によりきめ細やかな保健指導を実施する。	継続実施	継続実施

令和6年度事務事業評価結果一覧表

No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R5年度に実施した 事務改善の取組	R5 評価	R6年度実施予定の取組	今後の方針	方向性
141	社会保障制度の充実と原爆被爆者対策	後期高齢者医療事業	健康保険課	後期高齢者医療制度の円滑な運営、被保険者の健康増進。	窓口事務、保険料賦課徴収・納付、健康診査、療養給付費負担金等共通経費負担金納付。 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業。	特になし	継続実施	保険料改定について、広報やチラシ等により被保険者へ周知を図っていく。	継続実施	継続実施
142	社会保障制度の充実と原爆被爆者対策	原爆被爆者健康生活相談事業	福祉課	高齢化の進行する被爆者に対し、相談事業を実施することにより、被爆者特有の健康上の不安を払拭するとともに、被爆者に多い疾病の予防及び健康水準の維持、向上等に資することを目的とする。	専任指導相談員（看護師）を窓口に配置し、被爆者やその家族が、手当の更新や各種申請等に来庁した時を活用し、健康や介護に関する相談、被爆者に関連する福祉・介護保険等の制度についての紹介、健康づくりに関する助言・指導する。／介護保険を利用したサービス等の相談の増加に伴う介護保険課と連携を図りながら、よりの確に対応できるよう相談業務を行う。／未庁することができない被爆者やその家族を対象に、原爆被爆者健康相談ダイヤルを開設し、各種申請や健康相談、介護についての相談に対応する。／被爆者健康台帳システムに記録し、今後の被爆者に対する各種事業・健康づくり及び各種相談の資料とする。	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
143	快適で持続可能な生活環境づくり	大村湾水質監視事業	住民環境課	長与川及び大村湾の水質、底質の汚染の実態を把握し、今後の環境保全対策に資すること。	大村湾、長与川等の水質調査 大村湾流域に所在する5市5町、大村湾海区漁協及び民間団体が構成する「大村湾をきれいにする会」による浮遊ゴミ除去事業、沿岸一斉清掃、啓発事業等に取り組む。 大村湾一斉清掃の実施	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
144	快適で持続可能な生活環境づくり	浄化槽設置整備事業	住民環境課	公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与すること。	下水道処理区域外における家屋から排出されるし尿及び雑排水を適正に処理するため、高度型合併処理浄化槽の設置に対して補助を行う。 生活排水対策として公共下水道処理区域以外の世帯に対し高度型合併処理浄化槽の設置についての啓発を行う。	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
145	快適で持続可能な生活環境づくり	きれいなまちづくり推進事業	住民環境課	町民、事業者、土地又は建物の占有者及び町がー帯となつて、地域の緑化、ごみの散乱防止並びにごみの減量化及び資源リサイクルを推進することにより、快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりに資すること。	「きれいな町づくり事業」として、道路、河川等の清掃及びパトロールを行う。 管理者に除草伐採等、適正管理の要請を行う。 長与町保健環境連合会が主体となり、「町民一斉清掃」を実施する。 不法投棄防止対策を行う。 「野焼き」の防止対策を行う。	特になし	継続実施	町民一斉清掃の周知方法について、防災無線等を活用できないか検討する。	継続実施	継続実施

令和6年度事務事業評価結果一覧表

No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R5年度に実施した 事務改善の取組	R5 評価	R6年度実施予定の取組	今後の方針	方向性
146	快適で持続可能な生活環境づくり	地球温暖化対策事業	住民環境課	社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献すること。	地球温暖化防止の普及啓発 温室効果ガス排出量の算定調査分析 ノーマイカー及びエコドライブウィークの啓発 長与町地球温暖化実行計画に基づく温室効果ガス排出量の削減	省エネ家電購入補助は、受付開始から2か月で予算上限額に達したため、追加で補助事業を実施することにより、町民の省エネ行動の普及拡大を促進した。	拡充	地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、町施設での脱炭素事業を展開し、種々の施策を展開していく。その一つとして、県及び3市町で共同策定している地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（重点対策加速化事業）を活用して、太陽光発電設備設置補助及びZEH補助を実施する。	地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、町施設での脱炭素事業を展開し、種々の施策を展開していく。	継続実施
147	ごみ・し尿の適正な処理	廃棄物収集・処理事業	住民環境課	廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること。	町内から発生する生活系一般廃棄物（可燃、不燃、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、粗大ごみ）の収集ならびに紙類、金属類等の資源化物の拠点収集	特になし	継続実施	効率性及び経済性の観点により、引き続き収集・運搬及び処分の見直しを行う。	継続実施	継続実施
148	ごみ・し尿の適正な処理	廃棄物減量推進事業	住民環境課	廃棄物の抑制、適正な循環的利用の促進、及び適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を形成し、現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること。	廃棄物の抑制、適正な循環的利用の促進、適正な処分を確保する。	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
149	ごみ・し尿の適正な処理	し尿処理事業	住民環境課	適正な収集、運搬、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること。	し尿の適正な収集、運搬、処分をする。	特になし	継続実施	継続実施	手数料見直しの時期について検討する。	継続実施